

第一百九十八回

参議院環境委員会議録第九号

(二五二)

令和元年六月十一日(火曜日)
午前十時開会

委員

片山 大介君	足立 敏之君	猪口 邦子君	足立 敏之君
大沼みずほ君	雅之君	秀久君	猪口 邦子君
水落 敏栄君	弘成君	吉川 沙織君	吉川 沙織君
元榮太一郎君	由佳君	宮沢 由佳君	宮沢 由佳君
芝 博一君	吉田 博美君	吉田 博美君	吉田 博美君
福島みずほ君	信秋君	佐藤 信秋君	佐藤 信秋君
柳田 稔君	水落 敏栄君	水落 敏栄君	水落 敏栄君
伊藤 孝江君	猪口 邦子君	猪口 邦子君	猪口 邦子君
竹谷とし子君	邦子君	德茂 雅之君	吉川 るい君
市田 忠義君	秋葉 賢也君	足立 敏之君	吉川 沙織君
武田 良介君	小林 鷺之君	福島みずほ君	吉川 沙織君
原田 義昭君	生方 幸夫君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君
小宮山泰子君	幸夫君	福島みずほ君	吉川 沙織君
元榮太一郎君	原田 義昭君	福島みずほ君	吉川 沙織君
芝 博一君	小山 星	山本 正田	山本 昌宏君
世耕 弘成君	星 明君	梅田 真実君	梅田 真実君
福島みずほ君	智君	寛君	寛君
那谷屋正義君	政府参考人	復興庁統括官	環境大臣
長生・資源循環局 環境省環境局	環境大臣官房環境 保健部長	環境副大臣	副大臣
山本 崇	山本 崇	星 明君	星 明君
森 まさこ君	森 まさこ君	梅田 真実君	梅田 真実君
宮沢 滉沢	宮沢 滉沢	寛君	寛君
由佳君	由佳君	元榮太一郎君	元榮太一郎君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○政府参考人の出席要求に関する件
○環境及び公害問題に関する調査
(住民の意向を踏まえた福島県内の除去土壤の処理の在り方に關する件)
(福島県内の除去土壤の中間貯蔵施設搬入に当たつての安全性確保に関する件)
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○淨化槽法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○委員長(那谷屋正義君) ただいまから環境委員会を開会いたします。
○委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、松川るい君、芝博一君、山本博司君、佐藤信秋君、二之湯武史君及び松山政司君が委員を辞任され、その補欠として世耕弘成君、福島みずほ君、伊藤孝江君、水落敏栄君、猪口邦子君及び徳茂雅之君が選任されました。
○委員長(那谷屋正義君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(那谷屋正義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に宮沢由佳君を指名いたしま

○委員長(那谷屋正義君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
環境及び公害問題に関する調査
委員会に、理事会協議のとおり、復興庁統括官小山智君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(那谷屋正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(那谷屋正義君) 環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行います。
○福島みずほ君 立憲民主・民友会・希望の会の質疑のある方は順次御発言願います。
今日は、環境委員会で質問させていただくこと
に心から感謝をいたします。
今日は、まず、除染土、汚染土の問題についてお聞きをいたします。環境省は、福島県内の除染で生じた土壤のうち、八千ベクレル・パー・キログラム以下のものを全国の公共事業や農地造成で利用できる方針を策定しています。これに関して質問をいたします。
福島県内で生じた汚染土を公共事業や農地造成で再利用するという方針についてですが、再利用を想定している範囲は日本全国での公共事業、農地造成なのでしょうか。
○政府参考人(山本昌宏君) 今委員御指摘がありましたが福島県内で発生した除去土壤等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壤等の減容、再生利用を進めていくと、いう政府方針を示しているところでございますが、これに関しましては、環境省では、専門家による議論を踏まえて二〇一六年に取りまとめた再生資材化した除去土壤の安全な利用に係る基本的

出席者は左のとおり。

委員長
理事

考え方において、安全に再生利用を実施する方法をお示ししています。

この考え方は再生利用の対象区域を福島県内に限定したものではありませんが、現時点では福島県外で具体的に想定している場所はございません。

○福島みずほ君 莫大な税金掛けて除染して集めてしまつて、それを今度また全国にばらまくというのは理解ができません。最終処分場に持ち込むための量を少なぐするためだけに全国ばらまいていくと。これは極めて問題です。

現在、飯舘村の長泥地区、南相馬市小高区以外で除染土を公共事業等で再利用する具体的な計画はありますか。あるとすれば、その計画はどのようなものでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘いただきまして、まず、南相馬市東部仮置場での除去土壤再生利用実証事業、これを既に実施しております。これにつきましては、先ほど申し上げた基本的考え方に基づいて空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認しているというところでございます。

その他につきましては、御指摘のありました飯舘村長泥地区、南相馬市小高区以外での具体的な計画は、現時点ではございません。

○福島みずほ君 実証実験で、東海村、それから栃木県那須町でもやつていらっしゃるということによろしいですね。

○政府参考人(山本昌宏君) 再生利用ということではございませんが、今御指摘のありました二地点でそういうものを、除去土壤の処分に係る実証事業を実施しているということは事実でございます。

○福島みずほ君 住民が知らない間に汚染土が公共事業等に使われるおそれはないんでしょうか。事前告知、事前承認などは実施されるんでしようか。

今年の三月十四日に開催されたこの環境委員会で、武田委員の質問に対し大臣は、地元の皆様の安心につながるように丁寧に説明しながら進め

ていく必要があると答弁していますが、実際は住民への事前の説明や理解が不足しているのではないかでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 除去土壤の再生利用に係る取組を進めるに当たりましては、住民の皆様の御理解が重要であります。これまで再生利用実証事業の着手に先立つて地域の皆様に対して事前の説明を行つてまいりました。

引き続き、除去土壤の再生利用に対する住民の皆様の安心につながるよう、再生利用の必要性や放射線に係る安全性等について丁寧な説明に努めてまいります。

○福島みずほ君 道路の盛土の耐用年数は七十年とされています。道路の盛土材に汚染土を使つた場合、道路の寿命後はどのような扱い、処理をするのでしょうか。環境中に土砂などが拡散してしまうのではないかでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 本年三月に、再生資材を公共事業等で安全に取り扱うまでの技術的な留意事項を整理した再生利用の手引き案を提示しております。

手引き案におきましては、再生資材を適切に管理するため、再生資材利用施設の廃止が行われることとなつた場合には、施設管理者と十分に協議を行ふこととしております。こうした考え方を踏まえながら、再生資材の安全な取扱いについてしっかりと検討を深めてまいります。

○福島みずほ君 道路の耐用年数つて短いんですね。七十年です。しかも、僅か五十年でしか盛土をやらない。それ、壊れたりしたらどうなるんですか。しかも、百年、二百年、三百年たつて、それが分からぬ。しかも、過疎地などだと余り情報が行き渡らなかつたり、様々な問題が起つたり得る。極めて問題で、やめるべきだといふふうに思います。

原子炉等規制法に基づく規制においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は、セシウム134、137の場合、百ペクレル・パー・キログラムです。百ペクレル・パー・キログラムといふことを私たちはずつと聞いてきました。

八千ペクレル・パー・キログラムはこの八十倍の値です。ダブルスタンダードではないでしょうか。極めて問題だと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(山本昌宏君) 今御指摘のあります百ペクレル・パー・キログラムといふことでございますが、こちらは、原子炉等規制法における規制の枠組みから除外し、核燃料物質によつて汚染されているものとして取り扱うことができるものについてのいわゆるクリアランス基準といふもので示されておりまして、こちらが放射性セシウムについては百ペクレル・パー・キログラムと定められていますのでござります。

一方で、除去土壤の再生利用に関しましては、再生資材化した土壤を対象に、その利用先や管理主体、それから責任体制が明確になつてゐるという公共事業等に限定をした上で、放射能濃度の限界、覆土による遮蔽、記録の作成、保管等の適切な管理の下で利用することを前提としてございまます。

○政府参考人(山本昌宏君) 福島県外で発生した除去土壤の処分方法の検討につきましては、まず、環境省では、航空機モニタリングの結果等を用いまして除去土壤の放射能濃度の推計を実施しております。その推計によりますと、約九五%は二千五百ペクレル・パー・キログラム以下となるつていますが、これよりも放射能濃度が高い除去土壤も含めて安全な処分方法について、有識者の御意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

なお、これまでに実施した安全評価の結果からは、放射能濃度による取扱いを分けることなく安全に処分を行うことが可能と考えております。また、土壤中の放射性セシウムにつきましては、これまでの知見から、土壤に強く保持されておりますので、地下水等に移行しにくいといふことが分かります。

○福島みずほ君 どれだけちゃんと管理ができるのか、全国にばらまいて本当にどうするのかといふふうに思います。

福島県外の汚染土については、濃度条件も設けず、雨水流入防止や地下水汚染対策など不要としないふうに思ひます。

福島みずほ君 どれだけちゃんと管理ができるのか、全国にばらまいて本当にどうするのかといふふうに思ひます。

福島県外の汚染土については、濃度条件も設けず、雨水流入防止や地下水汚染対策など不要としないふうに思ひます。環境省は、県外の除染土に関して高濃度の放射性物質は含まれているケースもあると。そして、八千ペクレル以下だつたらいいわけです。だから、八千ペクレルといふこともあるわけです。

お手元に資料を配付しておりますが、道路の上に八千ペクレル置いて、そしてその上に土を盛るだけである。これ、五十センチ、東海村のところ

ろでは三十センチとあるんですが、僅かですようね。そんなにない。掘れば、じゃ、その八千ペクレルに行き着いてしまうわけです。これは別に、雨水流出防止や地下水汚染対策などをやらなければいけます。はつきり言つて放置しているといふうに思ひますが、これ極めて問題なんじやないでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 放射性物質濃度上限を設け、雨水流入防止、地下水汚染対策を取るべきと考えますが、どうでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) 福島県外で発生した除去土壤の処分方法の検討につきましては、まず、環境省では、航空機モニタリングの結果等を用いまして除去土壤の放射能濃度の推計を実施しております。その推計によりますと、約九五%は二千五百ペクレル・パー・キログラム以下となつていますが、これよりも放射能濃度が高い除去土壤も含めて安全な処分方法について、有識者の御意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

なお、これまでに実施した安全評価の結果からは、放射能濃度による取扱いを分けることなく安全に処分を行うことが可能と考えております。また、土壤中の放射性セシウムにつきましては、これまでの知見から、土壤に強く保持されておりますので、地下水等に移行しにくいといふことが分かります。

今後、こういつた知見を踏まえながら、有識者の御意見を伺いながら、適切な除去土壤の処分方法の策定に取り組んでまいります。

○福島みずほ君 汚染土再利用の実証事業をめぐっては、一本松市で二本松市民の強い反対があり、実質撤回となつてゐます。市民の皆さんたちは、議員会館などでも集会をやつたり、行政交渉も本当にやつて、地元でも様々な集会が持たれております。

市民の皆さんたちの反対の理由をこのように環境省は理解しているんじやうか。

○政府参考人(山本昌宏君) 今御紹介のありまし

た二本松市におきましては、再生利用実証事業として、除去土壤を再生資材化し、市道の造成を検討しておりました。

本事業におきましては、事業の着手に先立ちまして、事業の内容に関する地元説明会を複数回開催いたしております。その説明会の場におきまして、地元の皆様から、観光や農作物への風評被害、あるいは放射線に関する安全性等について御意見をいただいたというふうに認識しております。

○福島みずほ君 住民の強い反対をどう受け止めていますか。

○政府参考人(山本昌宏君) たくさんのお意見をいただきましたので、当時、二本松の事業につきましては農閑期の間に事業を実施するという計画でございましたが、地元の御理解が得られないという判断をさせていただきまして、事業の再検討というふうにさせていただいたところでござります。

○福島みずほ君 実質反対をしていらっしゃる住民の方にすれば、実証事業が汚染土の最終処分になりかねないという強い思いがありました。また、実証事業は、八百億円掛けて除染した土地をまた三億五千万円掛けて元に戻すもので、合理性がないという意見もありました。

○福島みずほ君 実質反対をしていらっしゃる住民の方にすれば、実証事業が汚染土の最終処分になりましたので、当時、二本松の事業につきましては農閑期の間に事業を実施するという計画でございましたが、地元の御理解が得られないとい

う判断をさせていただきまして、事業の再検討というふうにさせていただいたところでござります。

○福島みずほ君 汚染土を全国展開、公共事業で使うことにはあります。だからオーケーという形で、実証事業をすつ飛びまして、これにつきまして、引き続き、地元の皆様方にどうぞしっかりと説明をしていく必要があるというふうに考えております。

○福島みずほ君 汚染土をやらなくていい地区でも、あらかじめ矢板が候補で、大反対を進めていくというのが既に示してある政府方針でございます。当然のことながら、安全な再生利用の考え方をしつかり示して、再生利用実証事業等を通じて安全性を更に確認するというような段階でござります。

○福島みずほ君 実際の事業の実施に当たりましては、その実証事業も含めて様々なデータあるいは地元の皆様方との事前の説明をとどめます。この実証事業を経て減容、再生利用を進めていくかというのと、当該公共事業でどのような形で進めていくかというのは、それぞれの事業を個別に地元ともよく相談させていただきながら進め方を検討していくことになります。

○福島みずほ君 みんなが心配しているのは、ある日突然、自分のところで道路工事に使う、何か使う八千ベクレルのものがやつてくるということが不意打ちで起るんじやないかというのをどうなたも、どこも心配しているんです。全国展開する環境省が言っているから、八千ベクレルの汚染土が来るんじやないか。どこも心配していますよ。実証事業をやつていればそこに対しても意見を言うことができるが、選定されました、どこかの実証事業のデータを基にあなたとの、ここが最適ですと言われたらまたもんじやない。今日の答弁は曖昧です。

○政府参考人(山本昌宏君) まさに今、実証事業を通じて安全を確認しながら、そのデータをもって説明をしていくという段階でござりますのできちつとそこはステップを踏みながら進めていくということではございます。

○福島みずほ君 といふことは、実証事業をやらなくて公共事業をやることはないということです。きつとそこはステップを踏みながら進めていくことではないということを明言してください。

○政府参考人(山本昌宏君) 先ほども御答弁申し上げましたように、事業をする前、実証事業もそうですね。度確認です。

○政府参考人(山本昌宏君) 再生利用を進めていく過程において実証事業をやつているということは、福島県内で発生した除去土壤等の県外最終処分の実現に向けては、やはり最終処分量を低減するため、除去土壤の減容、再生利用を進めていくということは必要でございまして、これは政府としても方針を既に示しているところでございま

ただ、それの実施に当たりましては、安全な再生利用の考え方を示し、また再生利用実証事業等を通じて安全性を確認しながら、その情報について

にその実証事業のデータなどをしつかり説明しな

てしつかりと説明をしていく必要があるというふうに考えております。

○福島みずほ君 実証事業をその地域でやらずしてしまって、いくということになります。

○福島みずほ君 駄目ですよ、それだったら。

つまり、実証事業をやつていない地区でも、あ

なたのところが最適です、まあ秋田のイメージ・アショアじゃないけれど、あなたのところが最適ですと言つて、どこかで実証事業をやつたところのデータを持ってきて公共事業をやることがあるといふことじやないですか。そんなの不意打ちだし、駄目ですよ。どうですか。

○福島みずほ君 みんなが心配しているのは、ある日突然、自分のところで道路工事に使う、何か使う八千ベクレルのものがやつてくるといふことが不意打ちで起るんじやないかといふのをどうなたも、どこも心配しているんです。全国展開する環境省が言っているから、八千ベクレルの汚染土が来るんじやないか。どこも心配していますよ。実証事業をやつていればそこに対しても意見を言うことができるが、選定されました、どこかの実証事業のデータを基にあなたとの、ここが最適ですと言われたらまたもんじやない。今日の答弁は曖昧です。

○福島みずほ君 といふことは、実証事業をやらなくて公共事業をやることはないということです。

○政府参考人(山本昌宏君) 先ほども御答弁申し上げましたように、事業をする前、実証事業もそ

うですけれども、事前の地元の方への説明なしに

進めることはないませんので、そこは

しつかり説明させていただきますので、委員御指摘のように、ある日突然というようなことは決してないというふうに考えております。

○福島みずほ君 実証事業をそのまま開いてしまうと、それはそれでいいのですが、それで、今

は実証事業をやらなくていいという答弁です

ので、この点は本当に納得できません。これは本

当に納得できません。説明すればいいといって

十分な説明したことないじゃないですか。二本松

だってそのことにみんな怒つて反対運動が起きて

頓挫したわけです。

○福島みずほ君 お聞きをいたします。八千ベクレルを超えて、特定期物の件で、これは焼却灰などが主ですけれども、汚染土ではありませんが、茨城県高萩、そして栃木県は、初め矢板が候補で、大反対が起きて塩谷、予定候補と言われ、まさに国有林の中、水の本当にきれいなところの山に特定廃棄物を入れると、宮城県も御存じ三ヶ所候補地が、予定候補とされているものがあります。私は、そのいずれも視察に、現場に実際行つきました。八千ベクレルを超えているといつて大変なものなのに、コンクリートを二層にして、そしてそれを土のうを入れるから大丈夫だといふことに誰も納得していません。地元は大反対です。

○福島みずほ君 今日は私が質問したいのは、八千ベクレル超えていたら二層にコンクリートをして土のうを入れる、こんなのが、コンクリートの耐用年数からいつてどんでもないと現地は反対しているわけです。

○政府参考人(山本昌宏君) でも、今回の汚染土の全国展開、福島県で再利用する、そして飯館村長泥地区で花の栽培をする。

でも、それはどうなるのか、大変みんな不安を感じております。八千ベクレル以下だったら使えるわけですね。

しかも、今日配付資料としておりますが、八千ベクレル超えた場合はコンクリート二層にして、そして土のう入れてチェックする。ただ、今回

污染土の処理は、まさに地盤に積んで、汚染土を、その上、盛土をするというだけなんですよ。

八千ベクレルでこれができる。放射性物質が含まれているんですよ。安全じゃないでしょう。こんなのが全国展開したら駄目ですよ。いかがですか。

○政府参考人(山本昌宏君) 委員本日お配りいただいたものでござりますけれども、これ、再生資材化したものの安全な利用に係る基本的考え方ということありますので、こういった覆土をするだけということではなくて、再生資材を置いて覆土をして、それをきちんと管理していくという前提で、上限としては八千ベクレル・パー・キログラム以下を原則とするという考え方を整理しているものでございます。

御案内のとおり、八千ベクレルにつきましては、再生利用の考え方としまして、施工中の作業者あるいは周辺住民に対する追加曝露量が年間一ミリシーベルトを超えないということを条件として追加曝露量の評価をしまして、その用途ごとに濃度の上限を設定しているところでございます。

○福島みずほ君 八千ベクレルつてすごいものですよ。百ベクレル・パー・キログラムでもクリアランスレベルは、びっくりしていましたが、八十分じゃないですか。

しかも、この管理、ずさんですよ。こうやって、百年たつてどうなっているか分からぬであります。壊れているかもしれない、地震でどうかなつているかもしれない、流れ落ちてはいるかもしねい、洪水でどこか行くかもしれない、動くかもしない。そして、長い間にやつぱり漏れるかもしない。それがあるのを、まさに全国で、福島県で使う、そして福島県の外に使う。これ、除染のやり方からひつてもおかしいですよ。

莫大な税金使って除染して集めたんですよ。今度はそれを開けてもう一回それを全国にばらまくつて、まさに環境破壊というか、おかしいですよ。環境省の名前が泣くというふうに思います。このやり方、極めて問題で、今後も、やめるよう強く申し上げておきます。

○国務大臣(原田義昭君) ただいま非常に大事な御指摘があつたところであります。

その上で、実証試験というのは、これはその言葉の意味もそうでありますけれども、どこか代表的にしつかりそこでやつて、その考え方、また検査の手法によつて、これ非常に大丈夫だと、安全性については、汚染土についてはしっかりと大丈夫だという、その手法をもつてほかの地域にもこれを広げようという考え方であります。

その際に、今、いきなりというようなお話をありましたが、こんなことはあり得ません。これは必ず、それをやるときには地域の皆さんにまず、この手法についてももちろんありますけれども、とにかく、こういうことをこれからやるんだけれども是非また了解してくれと、丁寧な説明をしなきゃいけません。

あわせて、そこの地域の特殊性ですから、検査やら汚染土のことについては当然やるわけでありますけど、しかし、実証試験を何か所かやつた、その成果はそれぞれの地域においてしつかりました

具体的に申し上げますと、第一種動物取扱業者が動物を販売する場合には、その動物を購入しようとすると者に対し、あらかじめ販売する動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により、給餌、給水や運動、休養の方法等、適正飼養のため必要な事項といたしまして、同法施行規則に定めます十八項目にわたる情報を提供することが義務付けられています。

また、動物の販売や展示などを業といたします第一種動物取扱業につきましては、法第十二条第一項の規定により、都道府県知事の登録を受ける際に、動物の健康及び安全の保持に関する知識等を有する職員の配置など、動物の適正な取扱いを確保するための基準でございますとか、飼養施設の構造、規模についての基準を満たすことが必要とされてございます。

○福島みずほ君 八千ベクレルのをこうやって埋めると聞いて納得する人などいないと、納得する人は本当に極めて少ないと思いますし、実証事業をすつ飛びしてやることには反対です。参考をお願いいたします。

最近、コツメカワウソがペットとして人気が高く、密輸入されている事件も報道されています。コツメカワウソは、動物と触れ合いを目的としたお店で飼養される場合もあれば、個人で飼う場合もあります。しかし、一般的にペットとして飼育するのは難しいと言われていて、カワウソに関する知識も施設も不十分な状態です。

動物愛護法二十一一条四号で規定されている販売時の情報提供について、十分な徹底が図られるべきです。一般的に飼育されていない野生由来の動物、エキゾチックアニマルの飼育、展示には専門的知識と十分な施設が必要であり、そうした条件が整つた場合に限るよう徹底していくべきではな

いであります。
○政府参考人(正田寛君) お答えいたしました。
委員から御指摘ありましたとおり、動物愛護管理法第二十一条の四におきましては、販売に際しての情報提供の方法等が規定をされてございました。
具体的に申し上げますと、第一種動物取扱業者が動物を販売する場合には、その動物を購入しようとすると者に対し、あらかじめ販売する動物の現状を直接見せるとともに、対面により、給餌、給水や運動、休養の方法等、適正飼養のため必要な事項といたしまして、同法施行規則に定めます十八項目にわたる情報を提供することが義務付けられています。

また、公益性の高い団体等が天然記念物の犬種であることを判断できる血統書を発行すべきとの御指摘をいたしましたところでございますが、血統書につきましては、法的な根拠等に基づいて権限を付与された特定の団体が発行していると、こういう性格のものではございませんで、各団体がそれぞれの知識や経験に基づき犬種ごとに基準を定めて自主的な制度を運用しているものであると認識をしてございます。

○福島みずほ君 時間ですので終わります。ありがとうございます。

○片山大介君 日本維新の会・希望の党の片山大介です。

私は、先ほど福島委員も言われた原発事故からの復興に係る課題について聞きたいと思います。

○福島みずほ君 後ほど、動物愛護法改正法案が議論になります。附則にあつた七週齢が削除され、本則の八週齢になるということは本当に歓迎をいたします。

血統書をもつて八週齢規制の例外として扱うことがあります。しかし、初めてのことです。復興に向けてまた一步前進し

た、これ自体は喜ばしいと思っています。

ただ、大熊町が今年一月に実施した住民へのアンケート調査では、戻りたいと考えていると答えた住民は僅か一四・三%、一方、戻らないと決めていると答えた住民は五五・〇%と過半数を超えた。この八年のうち、その住民は、福島県内のほかの市町村だと、あとは、県外での避難を余儀なくされて、そこで必死で生活するうちにその地でのやつぱり生活基盤を築かざるを得なくなつた、これが実情だと思ひますけれども、こうしたデータを見てこれどのようにお考へなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人小山智君 お答えいたしました。

委員今御指摘のとおり、大熊町がこの一月に実施したアンケート調査によりますと、戻りたいと考えている方が一四・三%ということになります。一方で、まだ判断が付かないという方も二八・四%いるというふうになつております。

戻らないと決めている理由につきましては、同じ調査によりますと、避難先で既に生活基盤ができているが最も多くなつております。また一方で、住居、除染問題のほか、社会的インフラにつきましては、医療、介護、福祉サービスが不安や、商業施設などが元に戻りそうにないを理由とする方も多いというふうに伺つております。

復興庁といたしましては、帰還を希望される方が安心して帰還できるよう、医療、介護、商業施設などの生活環境の整備も重要と考えており、関係省庁と連携いたしましてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○片山大介君 そうなんです。それが問題で、その戻ろうと思っている住民の間のやつぱり不安は、生活がどうなるかなんですね。聞くと、医療機関、小中学校の開設はこれからで、まだ未定だと言つてゐる。だから、ふだんの生活もままならない。だから、まずその日常生活を営む環境といふのがどのように整備されているのか、これがまだ不透明な形なんですね。

ここについて、国としては、その地元とともに

ですけれども、どのように支援をしていく、どのよう携わつていくおつもりなのか、それを教えていただけますか。

○政府参考人(小山智君) 大熊町の大川原地区では、先ほど御指摘がありましたとおり、今年四月に避難指示が解除されまして、まさに今、各種生活動環境整備が進められつつあるところでございま

す。最近の動向といたしましては、この一日に宅配便が再開され、三日にはコンビニエンスストアが仮設店舗にて開業いたしました。また、今月中には、電器店及び雑貨店の仮設店舗での開業が控えているなど、住民の方々の生活環境整備が一步一歩、ゆっくりでありますが進んでいるというふうに承知しております。

今後も、帰還される方々のためのコミニュニ

ティーグループに資するような公共施設とか商業施

設、医療、介護などの生活環境整備に関係省庁と連携して取り組んでまいりたいというふうに考

えております。

○片山大介君 物理的なその支援もそうです。

それからもう一つ、実際に戻つたことでのまた

不安についてもちよつと聞きたいんですけど

ます。

○片山大介君 是非これをしっかりとやつていて

いただきたいと思います。

それで、先ほど福島委員も言われたんですが、

私もちょっと中間貯蔵のことについて聞きたいん

です。

福島先生は中間貯蔵で運び入れた除染

土の使い道の方で質問されましたけれども、私は

現在進行中で運び込まれている除染土のことにつ

いて聞きたいと思っています。

それで、大熊町では、東側の方に、県内の除染

作業で出した除染土を運び入れる中間貯蔵施設とい

うのを造つた。そこに今運び込まれていて、これ

4年前から段階的に始まつた。トータルの輸送量

は千四百万立方メートルを予想しているんですよ。

まず、この数字そのものから私ちょっと聞きたいんだけれども、現在、大熊町では帰還困難区域の除染作業が始まっています。今これやつていて、この数字を入れていいんですね。ただし、この千四百万立方メートルにはこの

たいです。

ない。これなぜなのか、教えていただけますか。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘いただきまして、千四百万立米の中には帰還困難区域の除染の除去モニタリングを実施しております。除染完了後には事後モニタリングを実施しております。昨年度の結果では、空間線量率は除染前から平均で約八割低減をしており、面的除染の効果が維持されていることが確認をされております。

また、事後モニタリング後も、その結果等を踏まえて除染効果が維持されていないと認められた地域においては、実施可能性などを考慮した上でフォローアップ除染を実施しておるところであります。

除染工事は、空間線量率あるいは土地の状況に応じて除染の手法が異なつてまいりますので、現時点では除染工事全体における表土の剥ぎ取り厚などが明らかでないため、まだ除去土壤等の発生量をお示しすることができません。御指摘を踏まえて、現地の進捗状況に合わせて検討してまいります。

○片山大介君 やはり、これは入れるべきなんですか。

まだ、その今運び入れが、じゃ、一体いつまで続くのか。たしか五年計画作っているけ

ど、その先是ちょっとよく分からないようになつていますよね。だから、いつまでこれ運び入れを続けるのか。これ、正確に把握するためにやつぱり入れるべきなんですね。

それで、あと、環境省は、この運び入れに当たってはP-D-C-Aサイクルつて取り入れているん

です。たつては、毎年度、計画を作つて、実施して、検証して、それを翌年度の計画にフィードバックさせ

ります。翌年度の計画ですよ。だから、それだとやっぱり入れるべきなんですよ。それで、その具体的な数字が分からぬとしても、多分、相当な量になることは間違ひないんですから、だからそれは入れるべきだと思いますよ。

これについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(山本昌宏君) まさに委員御指摘

ただいておりますように、まさに今動いている事業でありますし、特に帰還困難区域につきましては、除染工事、まだまだ着手して期間が短いとい

うこともございます。毎年度毎年度しつかりP-D-C-Aをというのはそのとおりでござりますので、

そういう中で、委員御指摘のような早く見通しが立たれるように、進捗状況に合わせてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○片山大介君 これは是非やつていただきたいし、これ、大臣はどのようにお考えですか、これについては。

○国務大臣(原田義昭君) ただいま局長から御説明いたしましたけれども、おっしゃるとおり、帰還困難区域での部分については当然概念としては入れるべきであると考えております。さらにそのことを含めて検討したいと思います。

○片山大介君 いや、これからその運び入れる量はどんどん多くなってくる。それから、その一方で、避難指示は解除して多くの人に帰っていただきたいと思っている。そして、その不安を解消させていかなければいけないという、これまで以上に難しい作業を両立させながらやつていかなければいけないんですから、だからそこはきちんとやっていただきたいと思います。

それで、それに続いてまた聞くんですけど、の中間貯蔵施設には、昨年度、百八十万立方メートルの除染土が運び込まれたというんですね。じや、このために十ントントラックがどれくらい町内を行き来したかというのを調べたら、これ一日平均して一千四百台行き来したと、町内を十トントラックが。それで、今年度は昨年度は百八十万立方メートルだけど、今年度運び入れる量は二倍以上の四百万立方メートルなんですよ。そうすると、その十ントントラックがどれほど多く町内を行き来することになるのか、これはどのように見ていますか。

○政府参考人(山本昌宏君) 委員御指摘のように、本年度の予定としては約四百万立方メートルを輸送するということです。そのときの一日前たりの輸送台数につきましては、年間平均にしますと、全体で二千四百往復程度と見込んでございます。

○片山大介君 そうすると、戻ってきた住民が町内を行き来するトラックの中で生活するというこ

ともなりかねないと思っています。

それで、これまでその輸送トラック、何年前から始まつたんですかね、段階的に始まつたのは。それから、実際に輸送トラックにおける事故というのは起きたことがあるのかどうか。どのようなデータがあるのか、教えていただけますか。

○政府参考人(山本昌宏君) 輸送トラックにおける軽微なものも含めて事故はこれまで起きています。今手元にその事故の数は持つてございませんが、その点につきましてはまた追ってお示ししたいということで考えておりますが、起きた事故につきましては、地元の市町村、県も含めて関係者にはすぐに情報公開というか情報提供して、それをしっかりと再発防止のための検討にも生かしているという状況でございます。

○片山大介君 いや、これ私の方でもちょっとと調べたら、これまで輸送トラックが加害側となる人身事故は起きていないと、だけれども、物損事故は二十五件起きている。それで、決まった輸送ルートからの逸脱が八十件、運転中に携帯電話で通話して警察に指導されたことが一件ある。また、今年三月には、トラックが脱輪して道路脇に転落したことがある。放射性物質の飛散はなかつたんだけれども、荷台に積んでいた除染土が五つ、五つかな、五つ落ちたというんですよ。

だから、やっぱりこれから多くの住民が戻ってくらいうことになればその安全確保というの

一層これ重要なことになってくると思うんですが、これまで取り組んでいたといふうに聞いておりま

す。だけど、これまで以上の安全確保が必要になつてくると思うので、この点について、追加的

な対応も含めてどのようにお考えになつているのか、教えていただけますか。

○国務大臣(原田義昭君) 安全を第一に実施するということは一番大事なことだらうと思つております。具体的な安全対策といしましては、GPSを用いた全輸送車両の常時監視等の実施、輸送前の

ドライバー等への教育や研修による安全意識の啓発等を実施しているところでございます。また、

それで、これまでその輸送トラック、何年前から始まつたのは。それから、実際に輸送トラックにおける事故といふのは起きたことがあるのかどうか。どのようなデータがあるのか、教えていただけますか。

○武田良介君 福島県内各地にフレコンバッグで

引き続き、安全かつ確実に除去土壤の輸送に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○片山大介君 私も、昔、福島に住んでいたことがあります。今手元にその事故の数は持つてございませんが、その点につきましてはまた追つてお示ししたいということで考えておりますが、起きた事故につきましては、地元の市町村、県も含めて関係者にはすぐに情報公開というか情報提供して、それをしっかりと再発防止のための検討にも生かしているという状況でございます。

○片山大介君 いや、これ私の方でもちょっとと調べたら、これまで輸送トラックが加害側となる人身事故は起きていないと、だけれども、物損事故は二十五件起きている。それで、決まった輸送ルートからの逸脱が八十件、運転中に携帯電話で通話して警察に指導されたことが一件ある。また、今年三月には、トラックが脱輪して道路脇に転落したことがある。放射性物質の飛散はなかつたんだけれども、荷台に積んでいた除染土が五つ、五つかな、五つ落ちたというんですよ。

だから、やっぱりこれから多くの住民が戻ってくらいうことになればその安全確保というの

一層これ重要なことになつてくると思うんですが、これまで取り組んでいたといふうに聞いておりま

す。だけど、これまで以上の安全確保が必要になつてくると思うので、この点について、追加的

な対応も含めてどのようにお考えになつているのか、教えていただけますか。

○政府参考人(山本昌宏君) 福島県におきましてJESCO法の附帯決議に基づきまして、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分を完了するための取組の進捗状況に関する報告、先ほどの理事会で環境省から報告もされました。本日の委員会でも配付がされているということあります。

そこで、まず、中間貯蔵施設について伺いたいと思います。

山本局長にお伺いをいたしますけれども、双葉、大熊両町が中間貯蔵施設、これを受け入れたといふうになつてゐるわけですが、どんな思いでこの施設を受け入れたといふうにお考えでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 福島県は原発事故による最も大きな被害を受けまして、とりわけ大熊町、双葉町におきましては、現在もなお町の大部

分が帰還困難区域に指定されているという状況でございます。こうした状況の中、福島全体の復興のために大熊町、双葉町において中間貯蔵施設の

受入れをいたいたいたのは、まさに苦渋の決断をいたいたものと認識してございます。

国としては、地元の思いにしつかり向き合つた上で、復興に向けた取組を進めていかなければならぬと考えております。

○武田良介君 福島県内各地にフレコンバッグで

入った除去土壤、汚染土がたくさんあるわけですよ。だから、福島県下各地で、早くどこかに持つていってほしいと、これじゃ復興が遅れてしまふという思いがあるということをお聞きを

しておられますし、当環境委員会でも視察をさせていただきました。二年前だったと思いますけれども、伊澤双葉町長がおっしゃっておりましたけれども、今の苦渋の決断という言葉をおっしゃつておつた。やつぱりこれを本当に私たち重く受け止めなければならぬというふうに思つておられます。

局長にもう一つお聞きしますけど、福島県民の皆さんにとって汚染土とはどんなものだといふうにお考えでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 福島県におきましては、先ほども申し上げたように、原発事故で最も大きな被害を受けたということで、今なおたくさんの除染によって生じた除去土壤等がフレコンバッグなどに入れられて保管が継続しているという状況でありますので、こういったものは一日も早くやはり運び出して、中間貯蔵に運び入れほしいと、そういうふうに認識しております。

○武田良介君 同様に、あきもと副大臣にもお伺いいたします。

○武田良介君 同様に、あきもと副大臣にもお伺いいたいと思うんです。

○副大臣(あきもと司君) 今局長の方からもお話をありましたけれども、やはり我々としましては、福島県の方々、この原発事故によつて最も大きな被害を受けられ、現在も帰還困難区域を抱える浜通り市町村を始め、復興に向けた懸命な努力をな

されている真っ最中であると思つております。

復興に向けては、県内に本当に多数存在する仮置場等を一刻も早く解消することが重要だと思っておりますし、来年、東京オリンピック・パラリオリンピックに向けても、福島の地がこの競技施設の会場となっておりますので、まずは、目に見えるところはしっかりと移動する、そのことの思いで、環境省としては、二〇二一年度までに、帰還困難区域を除く除土・埋立等の輸送を全て、おおむね完了させることを目指しているところでござります。

汚染土というのは、東京電力の福島第一原発のある原発事故によつて生まれたものだということを私は改めて指摘をしたいというふうに思いますし、その汚染土の処理の責任は東京電力と国にあるんだということを、当たり前ですけれども、改めて指摘をさせていただきたいというふうに思つんです。

今、福島の皆さんには、日常生活の中で毎日フレコンバッグに入つた汚染土を見つめているということがあるのでありますね。だから、原発事故が終わつたものではないということをそのたびに感じるこということをおつしやつておられた。そういう話を私も伺つたことがあります。

この汚染土というのは、じや、どこに持つていくのかということを考えれば、中間貯蔵に運び込むにしても、双葉、大熊の皆さんは善後決断をせざるを得ない。これは、福島県内だけではなく、全国的に見ても本当に分断も生み出しかねないような、そういうものだとひうふうに思うんですね。

福島の皆さんをそうして悩ませ、分断を生み出しかねない汚染土の問題に対する今回のこの報告になわけです。それが今回の理事会でも行われたわけですね。これは、見るとペーパー一枚なんですよ。こういう問題に関わつての国会報告がペーパー一枚なんです。とりわけ、先ほども話がありました再生利用の実証事業ということでいうと、この（二）のところにある僅か十行なわけです。

おりますとおり、中間貯蔵開始後三十年以内の福島県外での最終処分の完了に向けて減容・再生利用技術開発戦略及び工程表を作つております。これに沿つて減容技術の開発や全国民的な理解を得ながら再生利用の推進等の取組を進めていくということとしております。

それに基づいて様々な取組をしてゐる中、JFE-SICO附帯決議に基づく国会報告では、こうした県外最終処分に向けての前年の報告以降に実施してきた取組事項を項目立てをして、それそれの進捗を記載させていただいているものでございま

す。

○武田良介君 それはここにも書いてありますよ、何でこの報告をするのかということは書いてあります。

私が聞いているのは、そうじやなくて、福島の皆さん悩ませている汚染土の問題ですよね、そのことがここには全然記述ないじゃないですか。そういう国として国会に報告するに当たつて、これで十分だと思ってるのかどうことをお聞きしたいんです。局長、もう一度お願いします。

○政府参考人(山本昌宏君) 御報告に関しては、今申し上げたとおり、それぞれの取組事項を項目立てをして報告させていただいておりますが、個別の事項に関する詳細につきましては、環境省で開催しております検討会の資料、あるいは環境省のホームページ等でも公開しているところでござります。

○武田良介君 膨大だとかそういう話じやないんですよ。福島の皆さんが悩んでる問題ですすみますね。原発事故が起つたから、これまでになかつたような異質の問題が起つたから、福島の皆さんのが悩まれ、全国の皆さんがあなたに考えなきやいけない課題なんですよ。それをページ一枚で中して、これで十分なのかどうかと聞いているんだとおもいます。局長、もう一回。

○政府参考人(山本昌宏君) 報告の内容につきましては、今回の御指摘も踏まえて、今後についてはしっかりと検討してまいりたいと考えておりますが、申し上げましたように、この中では、取組事項に沿つて進捗を整理して報告をさせていただいているところとおもいます。

○武田良介君 同様に、あきもと副大臣、これ、不十分だと思われませんか。

○副大臣(あきもと司君) 国会への報告そのものにつきましては、今局長から答弁をさせていただきましたように、形式、項目をまず述べさせていただき、結果としての報告をさせていただいたものだと思っております。

ただ、御指摘いただいたことはしっかりと踏まえて、今後、この国会報告の在り方というのも環境省としてやっぱり検討すべきは検討していくべきだと思います。

る記述
る見聞のたまはいたしました。この組織によつて、委員の皆様から忌憚のないこれは御意見をいいたくようにお願いしていふところだがございまして、こういつた検討会における議論等も踏まつて、再生利用や福島県外の最終処分の取組に対する国民の皆様の理解を得ていきたいという思いでござりますので、様々な情報はしっかりと開示しながら国民の理解を得ていきたい、そんな思いでござります。

○武田良介君 国民の理解を得たいと言つてください。これでは絶対に理解得られないといふうに私は思います。

報告書にあるように、先ほどもお話をありましたけれども、これでは絶対に理解得られないといふうに私は思います。

污染土を市道のところの下に埋めるという話ですから、これはもう約束と違うじゃないかといふことで怒りが大きくながつたと。

そういう住民の皆さんの思いが全く記されていない報告書だということを私、言わざるを得ないといふふうに思いますし、今回のこの報告、ペー

パー一枚出したら年間に一回の国会報告は終了と、こんなことでは絶対にならないといふふうに思います。私もこの間ずっと求めてまいりましたけれども、この報告されるんであれば、委員会でちゃんと報告がされて、それに対しての質疑があつてかかるべきだといふふうに思いますので、引き続きそのことは強く求めていきたいといふふうに申

○政府参考人(山本昌宏君) 環境省におきましては、福島県及び地元自治体との協定(もじやくてい)とともに記載してあるが、このベーバーだけでは、その認識甘いと言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。福島の皆さんを悩ませておられるかということを考えれば、このベーバーだけでは、福島の皆さんのがこれだけ汚染土の問題で、分断も持ち込まれかねないようなそういう汚染土の問題、そういう福島の皆さんのが、この記述では明らかに不十分だと思いますけれども、局長、いかがですか。

○武田良介君　いや、それはそうですよ、公開しているんですよ。公開しているんだつたら、このページ、何なんでしょうか。本当に形式的に出してあるだけとしか言いようないじゃないですか。裁判検討会とかのあの資料を見たらより詳しいことが分かるわけですよね、どういう実証事業が得られるのか。

じゃ、これ、不十分だということを今認めたというふうでよろしいですね。

○政府参考人(山本昌宏君) 最終処分に向けた取組といふのは、様々な取組、膨大な取組がございまして、

だと思つておりますので、そのことは次回また
我々もしっかりと対応させていただきたいという用
意であります。

そういう中で、環境省として、この中間貯蔵
除去土壤等の減容また再生利用技術開発戦略検討
会を設置しまして、除去土壤等の減容、再生に係
る技術開発の戦略や、また再生利用の促進に係
る事項等について公開で検討をさせていただいてお
りまして、私もこの検討会に出席をしながら、ま
で国会等で御指摘をいたいたいことも踏まえ
て、余去土壤等の減容また再生利用の推進に向け
て、

います。

南相馬小高区の常磐自動車道工事についてお伺いをしたいと思いますが、道路建設に汚染土を使うことになるということで、地元住民の皆さんも反対の声を上げておられます。どのような反対の声があるんでしょうか。山本局長、お願ひします。

○政府参考人(山本昌宏君) 今御指摘がありました南相馬市の常磐自動車道に係る工事におきましては、四車化工事に伴う盛土の一部として再生資材を利用する実証事業を計画してございます。当該事業につきましては、事業の着手に先立ちまして、本年三月に地元での説明会を行いました。その際、御指摘がありました点につきましては、再生利用については聞いていなかつた、あるいは農作物への風評被害が心配である等の御意見をいたいたところでござります。

○武田良介君 住民の皆さんのお怒りというのは、東電と国によって汚染されたその土が、中間貯蔵に入るんじゃなくて、今度は高速道路で埋め立てようというふうな話になつていていますから、それに対する怒りだと思うんです。

高速道路ですから、一回、造るために、先ほど福島先生の資料じゃないんですけど、使って上に何か盛土をするとか安全だとかと言つても、実際にはもう高速道路ですから、造られて後からまたどこかに運ぶなんて事実上あり得ないですよね。どう考えたって最終処分になるわけです。こういふ怒りが再生利用に対しての反対の世論になつているということだと思いますよ。

大臣に確認をしておきたいと思います。先ほども若干やり取りありましたけれども、この再生利用の実証事業、住民合意がなかつたら、これは再生利用の実証事業をやらないということによろしいでどうか。

○国務大臣(原田義昭君) 再生事業への実証事業は、これがあくまでも國の方針に従つて、まずは幾つかのポイントを選択をして、そして徹底的にその安全性を確認すると。その過程では、当然の

ことながら、住民の皆さんのお意見を聞きながらこれを進めるということになつております。

私たちからすれば、丁寧な説明、皆様方の御意見をしっかりとまた拝聴するということが大切なことではないかと、こう思つております。

○武田良介君 それは、住民の皆さんに説明するといふのは当たり前ですよ。当たり前だと思います。南相馬の東部の仮置場ですか、視察も行きましたけれども、あそこでデータ測るわけですよ。したけれども、そこまでデータ測るわけですね、大丈夫だと。そのデータを用いて、じゃ、あそこでまた再生利用しましょう、こっちもやります。そういうと、そのためにそのデータを用いて説明するという御答弁ですよね。説明はそのとおりだと思つうんです。

住民合意がなくてできるのかということなんですよ。住民合意がなくてそんなことができるんでしょうか。

○国務大臣(原田義昭君) 政府の方針は、少なくとも住民合意を得るために最大限努力すると、こういふことであります。

私どもからすれば、本当に丁寧な、しかも安全性がやっぱり何よりも住民の皆さんにとって一番心配なことになりますから、当然のことながら科学的な調査、測定をしつかりやつた上で、そのことをやつぱり住民の皆さんに納得いただくといふ努力を続けなければいけないと、こういふふうに思つております。

○武田良介君 必ず、答弁の頭には國の方針、國の方針といふことがあるわけですね。國の方針に従つて再生利用をどんどんやるということになりました。それをやつぱり、説明しながら納得してもらうと、納得してもらつて再生利用をどんどんやるんだという答弁されているようにしか私は聞こえないわけですね。

なくして、少なくともこの常磐道のものは「反対の声しか私は聞いていない」という声もお聞きしまし。それだけ反対が強い話だと思つんですね。

納得してもらうということには、冒頭お聞きしたことではないかと、こう思つております。

常磐自動車道のこの事業についてですけれども、大臣に一つお伺いしておきますが、今回の報告、これ、常磐自動車道については僅か一行です。実証事業を検討していることについて地元への説明を行つた。地元の皆さんへの説明だと丁寧な理解だという答弁がさつきありました。それでは不十分だと思つますけれども、そういうことからしても、この記述は不十分ですよね。

大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(原田義昭君) 私どもからすれば、今更に丁寧な説明を継続しておるところですが、いまして、更にそのことをしつかりと進めていくことが大切であると、こういふふうに理解しております。

○武田良介君 ちょっとお答えいただけなかつたように思つております。

○武田良介君 必ず、答弁の頭には國の方針、國の方針といふことがあるわけですね。國の方針に従つて再生利用をどんどんやるということになりました。それをやつぱり、説明しながら納得してもらうと、納得してもらつて再生利用をどんどんやるんだという答弁されているようにしか私は聞こえないわけですね。

しかし、二本松の事業は実際に再検討となつたわけです、反対の声が強くて、常磐道だつて、まずはこの五月の末にも五千七百四十五筆、こういう署名が集まつてます。南相馬だけでなく県内外の公共事業で利用されることになつてしまふのはなかなか続けられないのは事実であります。それについて、政府としては、また事業者としても最後

ですが、本来であれば、汚染土といふのは、冒頭にも言いましたように、東京電力の原発事故によつてつくられた汚染土、生まれた汚染土であります、東京電力と國の責任で処分されるべきものだと思つんですね。それが、高速道路の下に埋められ、あるいは市道の下に埋める、事実上そこで最終処分されいく、もうこれがそもそも誤りだというふうに思つてます。

各地にある仮置場の汚染土の中間貯蔵への搬入も遅れている、そういう遅れているということも棚上げにしながら、先ほどの線量の話、そういうことも口実にしながら、再生利用可能だといふふうに環境省は言つてゐる、これはもう到底許されない話だといふふうに私は思います。

こういふやり方というのは國と東京電力が責任果たしてゐるということにはならないと思つますけれども、原田大臣、認識いかがでしようか。

○国務大臣(原田義昭君) この案件が、東京電力、さらには國が最終責任を持つてゐるということとは、これはまさにそのとおりでございます。それゆえに、今起つてゐる現状をどう解決していくかと、こういふことを國も事業者も、さらには全ての皆さん者が考えた上で、最終的にはやつぱり、出てくるものを減容化、さらには再生利用する道がないかといふことで様々考えられた上です。これではならないといふことを重ねて指摘をさせていただきたいと思います。この常磐自動車道の問題は署名活動もされています。環境省が車道の问题是署名活動もされています。環境省が市に対して、実証事業をやるから協力してくれといふ要請をされていますよね。それに対して住民の皆さん方が署名を集め、市長に対し、協力要請があるけれども協力しないでほしいという署名を出されておりますよね。二月にはたしか約三千筆、

大臣に、最後、認識をお伺いしたいと思うんで

当然のことながら、その前提として、住民の皆さんの絶対的な賛成、合意がなければこれはなかなか続けられないのは事実であります。それについて、政府としては、また事業者としても最後までその努力を続けるというのが現状だろうと私は思つております。

<p>○武田良介君 本当に形式的にといいますか御説明されただけの答弁で、本当に残念であります。是非大臣、現地で声聞いていただきたいと思うんですね。大臣自身が現地でお話聞かれたことあるんでしょうか。是非聞いていただきたいと思うんですね。是非現地にも行つていただきたい、そういうお話を聞いていただきたいふうに思いました。</p> <p>繰り返しですけれども、東電と国に責任があるということを私は強調させていただきたいというふうに思いますし、住民の合意がない下でどんどん進めるということでは絶対にあってはならない。</p> <p>それから、この報告、これだけでは本当に不十分だと、委員会での報告と質疑を引き続き求めていきたいということを表明をして、終わりたいと思います。</p> <p>○委員長(那谷屋正義君) 本日の調査はこの程度にとどめます。</p>	<p>○委員長(那谷屋正義君) この際、委員の異動について御報告いたします。</p> <p>○委員長(那谷屋正義君) 本日の委員を辞任され、その補欠として元榮太一郎君が選任されました。</p> <p>○委員長(那谷屋正義君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の審査及び浄化構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会</p> <p>○委員長(那谷屋正義君) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といつて御報告いたしました。</p> <p>○委員長(那谷屋正義君) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といつて御報告いたしました。</p>
<p>動物は、我々人類にとって利用の対象であるとともにかけがえのない伴侶であり、大切に取り扱われなければならない存在であると共に、適切に進めていくことを通じ、人と動物が共生する社会の実現に向けて、国、地方自治体、民間の団体など、多様な主体による連携、協働が図られてまいりました。</p> <p>このような動物の適切な取扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十八年に動物の保護及び管理に関する法律という名稱で議員立法により制定された後、平成十一年、同十七年及び同二十四年にいずれも議員立法で改正され、現在に至っております。過去三回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される第一種動物取扱業に対する規制が大幅に強化され、罰則も段階的に引き上げられてまいりました。</p> <p>平成二十四年の前回改正では、同改正法の附則において、施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされ、特に、幼齢の大猫の販売時の日齢に関する規制やマイクロチップの装着義務付けに向けた検討については、同附則においても、必要な検討を加えるものとされていたところです。</p> <p>他方で、劣悪な飼育環境下で極端な多頭飼育を行なう動物取扱業者による不適正飼養の問題は依然として数多く報告されております。動物の福祉の観点から動物の適正な飼養環境の確保が求められる中、動物取扱業の更なる適正化を求める声も高まっています。</p>	<p>動物愛護センター等における犬猫の殺処分頭数については、地方自治体による引取り数の削減や動物愛護団体等による譲渡に向けた不斷の努力の結果、平成二十四年度の約十六万二千頭から、平成二十九年度には約四万三千頭にまで大幅に減少いたしました。平成二十四年の改正では、引き取った犬猫について、殺処分がなくなることを目指して、返還又は譲渡に努めるものとすることが明記されたところで、更なる努力が望まれているところであります。</p> <p>さらに、動物をみだりに殺し、又は傷つけと云つた動物虐待も、依然として後を絶たない状況にあります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、本案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化を行なうこととしております。</p> <p>第二に、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等を進めるために、登録の際の拒否事由の追加、飼養又は保管に関する遵守基準の明確化、出生後五十六日を経過しない犬猫の販売等の制限などを規定しております。</p> <p>第三に、動物の適正飼養のための規制の強化として、犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化、都道府県知事による不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等の実施、特定動物に関する規制の強化、動物殺傷罪、虐待罪等に対する罰則の引上げなどを規定しております。</p> <p>第四に、都道府県等の措置等の拡充として、動物愛護管理センターの業務、動物愛護管理担当職員の位置付け、所有者不明の大猫の引取りを拒否することなどを規定しております。</p> <p>第五に、犬猫等販売業者にマイクロチップの装着、登録を義務付けることなどを規定しております。</p> <p>その他、獣医師による虐待の通報の義務化などを規定しております。</p>
<p>提出者衆議院環境委員長秋葉賢也君から趣旨説明を聴取いたします。秋葉衆議院環境委員長。</p> <p>○衆議院議員(秋葉賢也君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>動物は、我々人類にとって利用の対象であるとともにかけがえのない伴侶であり、大切に取り扱われなければならない存在であると共に、適切に進めていくことを通じ、人と動物が共生する社会の実現に向けて、国、地方自治体、民間の団体など、多様な主体による連携、協働が図られてまいりました。</p> <p>これまで、動物の愛護及び管理の取組を車の両輪として進めていくことを通じ、人と動物が共生する社会の実現に向けて、国、地方自治体、民間の団体など、多様な主体による連携、協働が図られてまいりました。</p> <p>このように動物の適切な取扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十八年に動物の保護及び管理に関する法律という名稱で議員立法により制定された後、平成十一年、同十七年及び同二十四年にいずれも議員立法で改正され、現在に至っております。過去三回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される第一種動物取扱業に対する規制が大幅に強化され、罰則も段階的に引き上げられてまいりました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、本案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化を行なうこととしております。</p> <p>第二に、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等を進めるために、登録の際の拒否事由の追加、飼養又は保管に関する遵守基準の明確化、出生後五十六日を経過しない犬猫の販売等の制限などを規定しております。</p> <p>第三に、動物の適正飼養のための規制の強化として、犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化、都道府県知事による不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等の実施、特定動物に関する規制の強化、動物殺傷罪、虐待罪等に対する罰則の引上げなどを規定しております。</p> <p>第四に、都道府県等の措置等の拡充として、動物愛護管理センターの業務、動物愛護管理担当職員の位置付け、所有者不明の大猫の引取りを拒否することなどを規定しております。</p> <p>第五に、犬猫等販売業者にマイクロチップの装着、登録を義務付けることなどを規定しております。</p> <p>その他、獣医師による虐待の通報の義務化などを規定しております。</p>	<p>また、動物愛護センター等における犬猫の殺処分頭数については、地方自治体による引取り数の削減や動物愛護団体等による譲渡に向けた不斷の努力の結果、平成二十四年度の約十六万二千頭から、平成二十九年度には約四万三千頭にまで大幅に減少いたしました。平成二十四年の改正では、引き取った犬猫について、殺処分がなくなることを目指して、返還又は譲渡に努めるものとすることが明記されたところで、更なる努力が望まれているところであります。</p> <p>さらに、動物をみだりに殺し、又は傷つけと云つた動物虐待も、依然として後を絶たない状況にあります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、動物取扱業の更なる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、本案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化を行なうこととしております。</p> <p>第二に、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等を進めるために、登録の際の拒否事由の追加、飼養又は保管に関する遵守基準の明確化、出生後五十六日を経過しない犬猫の販売等の制限などを規定しております。</p> <p>第三に、動物の適正飼養のための規制の強化として、犬猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化、都道府県知事による不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等の実施、特定動物に関する規制の強化、動物殺傷罪、虐待罪等に対する罰則の引上げなどを規定しております。</p> <p>第四に、都道府県等の措置等の拡充として、動物愛護管理センターの業務、動物愛護管理担当職員の位置付け、所有者不明の大猫の引取りを拒否することなどを規定しております。</p> <p>第五に、犬猫等販売業者にマイクロチップの装着、登録を義務付けることなどを規定しております。</p> <p>その他、獣医師による虐待の通報の義務化などを規定しております。</p>

る衝動買いの防止等が挙げられておるところであります。

動物愛護管理法の見直しの時期に合わせた、総合的に理解が深まつたとの様々な検討を重ねた結果、前回改正法の附則を削除し、本則の八週齢規制を適用することとしたものでございます。

○福島みずほ君 今回の改正案には、八週齢規制の例外措置として、天然記念物の対象となる大種は除外するという規定が入りました。この例外規定が想定する内容はどのようなものでしょうか。

保存協会の会員同士とか、かなり限定された方々がその種の保存を目的とした場合に限るなどを想定しているのでしょうか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 八週齢規制の例外として、天然記念物に指定された犬について、その犬種の保護との調整を図るため、専ら天然記念物に指定された犬の繁殖を行う業者が大猫等販売業者以外の者に犬を販売する場合は七週齢規制とすることにいたしました。

この例外措置は、天然記念物として指定される日本犬を専門に繁殖しているブリーダーが一般の飼養者に直接販売する場合に限って適用されることを想定をいたしております。

○福島みずほ君 保存会の会員ではない一般の飼い主に販売される場合であつても、天然記念物である日本犬の大種の保存に資するものと言えるんでしょうか。

一般的の飼い主が愛玩目的で日本犬を購入する行為は、天然記念物である日本犬の犬種の保存に資するという趣旨にそぐわないものですから、この

○衆議院議員(生方幸夫君) 天然記念物に指定された日本犬種以外の犬種を繁殖しているブリーダーやペットショップに販売を行う場合については、特例の対象外であり、出生後五十六日未満の販売等が禁止されることになります。

この趣旨は、天然記念物に指定された日本犬種以外の犬種の繁殖を行っている者は日本犬についてい

うことでよいのではないかでしょうか。

て十分な知識、経験を飼い主に伝えられないおそ

す。

なお、一般の飼い主への直接販売に際しましては、天然記念物である犬種の特徴などを十分説明し理解してもらうようになることが、天然記念物の価値を知つてもらい、天然記念物を保護する上で重要であると考えております。

○衆議院議員(小宮山泰子君) 大猫等販売業者は、大猫を取得したときは、その大猫を譲り渡すまでにマイクロチップの装着義務が課せられるとともに、大猫について環境大臣の登録を受けることが義務付けられています。

八週齢にすることはみんなのある意味悲願といふか当然だといふ思いでした。附則が削除されるということとはいひんですが、例外が定められたということについては、例外、例外、例外、例外、例外と云ふことで、極めて限定的、限定的、限定的で本当にあるべきだといふふうに思つております。

するべきだと考えます。この七週齢が例外的に適用される犬の頭数は年間何頭ぐらいになると想定していますか。

○政府参考人(正田真君) お答えいたします。天然記念物として指定された犬の頭数につきましては、環境省としては把握をしてございません。

他方、一般の改正法の規定によれば、七週齢の特例は、専ら天然記念物として指定されている日本犬を自ら繁殖しているブリーダーが他のペットショップを経由せず直接販売する場合に限つて

適用されることになりますので、その対象となる犬は限定的であり、その割合につきましても非常に小さくなるものと想定をしております。

○福島みすは君 本当に限定的になるのかしきが
りウオツチしていき、また環境省自身もそれにつ
いて助言し、その穴がと言うと変ですが、どんど
んやはり大きくならないようにということを是非

環境省としてもしつかりチエツクし、限定的にしていくよう心からお願ひをいたします。

マイクロチップ装着義務についてですが、この条文読み解くと、繁殖業者、ペットショップ業者などちらがいつの時点で装着の義務を負うことになるのか、法律の定めるところの制度設計について

て説明をお願いいたします。

廿四

○衆議院議員(小宮山泰子君) 大猫等販売業者は、大猫を取得したときは、その大猫を譲り渡すまでにマイクロチップの装着義務が課せられるとともに、大猫について環境大臣の登録を受けることが義務付けられています。

他方、一般の飼養者については、マイクロチップの装着は努力義務とされ、ただし、マイクロチップを装着した場合には犬猫について環境大臣の登録を受けることが義務付けられております。また、犬猫が登録された場合には所有者に登録証明書が交付され、登録された犬猫の譲渡はその登録証明書と一緒にすることが義務付けられております。その上で、登録された犬猫を譲り受けた者には、新所有者の変更登録が義務付けられることとなります。これによつて、迷い犬、迷い猫の所有者への効率的な返還、トレーサビリティー等の確保が期待されております。

○福島みすば君 改正案の二十一條は、いわゆる飼養施設の数値基準に関する条文です。この数値基準については、多くの動物愛護団体から、具体的な数値基準がないために、劣悪な環境で動物を

繁殖している業者などを行政が取り締まることができる、いらない現状を訴えてきた経緯があります。そこで、国際的な動物福祉にかなつた厳しい数値基準を入れるよう要求をしていますが、動物の愛

保護及び適正な飼育の観点を踏まえつつというのはどういうような数値基準を想定しているのか。臭気や室内の明るさ、ケージの大きさなど、どのような

基準を検討しているのでしょうか。
○衆議院議員(生方幸夫君) 今回の二十一條の改
正は、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を具
体化することが望ましいとの判断によるものであ

提出者としては、科学的な根拠等を踏まえ、具
ります。

体的な数値を環境省令で定めることを想定をいたしております。提出者としては、例えばケージの大きさや繁殖を行う頻度などについて、具体的な数値が環境省令で定められるものと承知をいたし

けれども、実際には二年後からということでありました。

これはすぐにでも実施していく必要があるのでないだろうかというふうに私、考えておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 施設基準については、専門的知見に基づく検討を要することから一定の時間を要するものと認識をしており、施行を二年を超えない範囲内としたものでございます。

また、いわゆる八週齢規制に関する激変緩和措置の廃止については、犬猫等販売業者に対する影響が少なからずある可能性も否定できないというふうに考えました。

これらのことから、確実に八週齢規制を導入で生きるように、施行を二年を超えない範囲内としたものでございます。

○武田良介君 ありがとうございました。

今回の法改正のもう一つのポイントに、先ほど少しお話がありました、動物愛護センターではなくこれを動物愛護管理センターというふうに改めて設置をしていく、また動物愛護管理担当職員の設置ということもあるというふうに思います。

私も一つ御紹介したいと思うんですけども、議連の副会長であります井上哲士参議院議員とともに、長野県の小諸市にある動物愛護センター、これは通称ハロー・アーニマルというふうに呼ばれておりますけれども、ここに行つてまいりました。ここは、動物について学び、触れ合いを通じて命の大切さや相手を思いやる気持ちを育み、人にも動物にも優しい社会をつくることを目指しているということで、処分施設を併設しない、動物愛護に特化した施設というふうになつております。こういう多面的な取組をされているわけですね、ここでは。

例えば、小学生などにハロー・アーニマルに来ていての動物ふれあい教室というものをやつてしたり、また逆に訪問をしていく動物ふれあい出前教室といふのもやられているそうです。この訪問先というのも、社会福祉施設とか病院だと

か、こういったところも含めて、このふれあい訪問活動は土日を通じて年間約百日やられているということでありました。

今回の法案で動物愛護管理センターの設置が位置付けられるわけですけれども、こういう長野県のふれあい訪問活動を取り組むハロー・アーニマルの経験は大いに参考にできるのではないかだろうかとうふうに考えておりますけれども、この点いかがでしようか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 私も資料で知っていますが、まだ行つたことがないので、是非次の機会に行つてみたいというふうに思つております。

環境省においても長野県にヒアリングしているといふことでござりますので、その実態については承知をしているんじやないかというふうに考えております。

今回の動物愛護法の改正の中で、私も特に取り組んできたのが、動物愛護センターを変えていくことではないかというの元々ございました。動物愛護センターという名前でありますけれども、愛護セントラルという名前でありますけれども、殺処置を併設していっているのはもういかにもおかしいということで、衆議院の討議におきまして、殺処分はきちんと国際的基準に合つた形で、議論をし、そこから殺処分はできないといふふうに議論をし、それが殺処分はできないといふふうに議論をし、その具体的なことはどういうことかといえば、二酸化炭素による殺処分、動物が苦しんで死ぬといふふうなことは決してあってはならないことだといふふうなことで、それは今後認めないということになつてゐるといふふうに我々も解釈をいたしております。

しかし、すぐに殺処分の設備を全部壊してしまつてほかのものに變えるというには、もちろん予算等の措置も必要でありますのですぐにはできません、少なくとも殺処分に関する限りは、そういう動物に対しても苦痛を与えるような形での殺処分は今度の改正によって今後はないものとふうに考えております。

そして、本来の動物愛護センターという名前前にふさわしいような施設に変えていかなければいけ

ないというのは、例えば欧米諸国のそういう施設を見れば、今、長野県で取り組んでいるような取組がなされており、やっぱり子供たちや地域の人たちが訪れて命の大切さというのをそこで学ぶという施設になつてゐる。日本の動物愛護センターは、そこで働いている方たちは本当に動物を愛している方たちが多い中でもつらいことをやらなければいけないという現実がありましたので、本当に意味で動物愛護センターに変えていくよ

うに努力をしていきたいし、衆議院でも議論になつたんですけど、環境省の動物愛護に関する予算が非常に少ない、これをもつと本当に、一括の億単位では少な過ぎるので、尾辻先生もおっしゃつておりましたが、百倍くらいまでこれを拡大せなかぬといふふうに我々考えておりますので、参議院の先生方の御協力も是非ともよろしくお願い申し上げます。

○武田良介君 私たちが視察を行つたときにも、ハロー・アーニマルにいろいろな部屋がありますけど、近所の小学生も来て自由に、何というんですか、居場所を提供するということも含めて職員の方がやつていらつしやいました。非常に愛護センター、ハロー・アーニマルの敷居を下げるといふか、触れ合い交流を大切にしている施設だということを感じたところです。

このハロー・アーニマルに行かせていただいたのは、ハロー・アーニマルサポーターというのを育成するということを努力されておられました。つまりボランティアなんですが、その年約百日あるといふふれあい訪問活動などで行く際に、職員だけではやはり人が足りない、こういうボランティア、サポーターの方と一緒に訪問されるというお話をしました。

このハロー・アーニマルの体制は、お聞きをしました。多頭飼育崩壊に關わつて一問聞かせていただきたいと思つてますが、今回の法改正では、二十五条に対する措置といふことも規定されておりますし、三十一条のところでは、適正な飼養を受ける機会を確保する措置といふことを規定されていますが、周辺の生活環境が損なわれてゐる事態にかかる、周辺の生活環境が損なわれてゐる事態に対する措置といふことも規定されておりますし、三十一条のところでは、適正な飼養を受ける機会を確保することが困難となるようなおそれがあると認められる場合の不妊の手術その他の措置をするように努めなければならぬといふような規定があるといふふうに思ひます。

私はさきに、その飼い主に対する人間の福祉の観点からの支援ということも大切なのはないかということを考えております。例えば、保健師の方とか精神保健福祉士の方、あるいは消防とか環境汚染の問題の専門家の方だと、こういった方と連携した形での支援、自治体の動物以外の部署も協働した支援が大切ではないかといふふうに思つております。

今回の法改正でも、三十八条のところで、都道府県知事は、動物愛護推進員を委嘱することがで

きるという条文があると思うんですけども、推進員、そのボランティアを広げていくというときに、こういう長野の取組といふのもまた横展開をするといいますか、広げていただくことも大事ではないかなといふふうに思つておりますけれども、いかがでしようか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 委員も御承知のとおり、動物愛護に関してはもう本当に様々な動物愛護団体がいろんな面で活動をされております。ボランティアの活動というのが動物愛護には欠かせないものというふうに承知をいたしております。それらの団体が相互に連携し合いながら、また行政とも連携し合いながら、動物がいかに安心して生きていくか、我々の伴侶として一緒に活動していけるのかということをやっておりますので、行政面からもそれをきちんと担保でできるようになりますが、行政の方からも愛護団体の方をサポートできるような体制になれば一番いいんではないか

と思うんですけど、今回の法改正では、二十五条で、行政面からもそれをきちんと担保でできるようになりますが、行政面からもそれをきちんと担保でできるようになりますが、今回の法改正では、二十五条に対する措置といふことも規定されておりますし、三十一条のところでは、適正な飼養を受ける機会を確保する措置といふことも規定されておりますし、三十一条のところでは、適正な飼養を受ける機会を確保することが困難となるようなおそれがあると認められる場合の不妊の手術その他の措置をするように努めなければならないといふような規定があるといふふうに思ひます。

私はさきに、その飼い主に対する人間の福祉の観点からの支援ということも大切なのはないかということを考えております。例えば、保健師の方とか精神保健福祉士の方、あるいは消防とか環境汚染の問題の専門家の方だと、こういった方と連携した形での支援、自治体の動物以外の部署も協働した支援が大切ではないかといふふうに思つております。

今回の法改正で、多頭飼育崩壊に陥つてしまつ

ようなそういう飼い主に対する支援、動物愛護の部署だけではない広く連携した支援というの回の法改正で拡充されるものなのでしょうか。

○衆議院議員(小宮山泰子君) 御指摘のとおり、飼い主が犬や猫を増やし過ぎて世話ができないわゆる多頭飼育崩壊が全国各地で問題となっています。この問題は、地域から孤立した単身高齢者など関わるケースが多いということも明らかになつております。

対応に当たつては、社会福祉分野との連携は重要でありますし、今回の法改正では、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局による連携の強化について、国が情報の提供、技術的な助言等に努め、動物愛護担当者や福祉部局の連携が強化されるように心掛けることを望んでおります。

○武田良介君 先日の日経新聞にも、ペット多頭飼育崩壊を防げということで記事が掲載されておりました。ここでは例えば長野市では、その多頭飼育している高齢者の自宅を訪問する際に、動物愛護の担当者の方に、ケアマネジャーだと、その福祉職の方が実際に同行されているということでありました。生活を立て直すためにどうすべきかという視点から説得するのが福祉職の方の役目であるということでありました。動物と福祉の部署の情報共有、早期対応を心掛けていたいところで紹介がされておりました。

こういう取組がまた引き続き大事になつてくるといふうに思いますし、今回の法改正が動物愛護に更に資するよう、不適正飼養や多頭飼育の問題を含めて資することを願いまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長(那谷屋正義君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですが、これより直ちに採決に入ります。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(那谷屋正義君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、宮沢由佳君から発言を求められておりますので、これを許します。宮沢由佳君。

○宮沢由佳君 私は、ただいま可決されました動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声・立憲民主党・民友会・希望の会・国民民主党・新緑風会・公明党・日本維新の会・希望の党及び日本共产党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、動物取扱業者による不適正飼養・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。

二、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たつては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となる

検査をもつて基準の遵守状況の確認を行うこと

とを検討すること。

三、第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていること

に鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定期であるべき旨について周知徹底を図るとともに、人獸共通感染症防止や動物の健康や安全の保持等の観点から、触れ合いを含む動物展示施設等の動物に係る飼養の譲渡先として譲渡について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五、第二種動物取扱業者について、地方自治体の譲渡先として譲渡に関わる団体が動物を受け入れて不適正な飼養管理の状態となる事例も生じてゐることに鑑み、動物の譲渡に当たつて譲渡先団体が受け入れ可能か確認するなどの適切な指導が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

六、動物虐待等への対応に当たつては、動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及びそれらの分析・評価を進め、それによって得られた知見を活用した地方自治体職員等の人材育成を支援するとともに、関係機関及び民間の団体等との一層の連携強化を図ることを通じて、その対応を強化すること。

七、特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娛樂・虐待防止のために、動物虐待等の該当性などについて、普及啓発に努めること。

八、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

九、所有者不明の犬猫の取り拒否の要件の設定に当たつては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。

十、地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。

十一、犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けに当たつては、制度の実効性確保の観点から、犬猫の種類によつて扱いに差異を設けることなく、一般飼養者等へのマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発を推進するとともに、各地方自治体や関係機関におけるマイクロチップリーダー等の配備を促進すること。また、マイクロチップ登録情報の一元管理化及び情報の情報管理体制の徹底等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十二、畜産農業に係る動物の飼養及び保管に関する基準を周知し、遵守を徹底するよう必要な措置を講ずること。

十三、諸外国等におけるアニマルウェルフェア及び脊椎動物の心身の苦痛の感受性に関する調査研究並びに動物の取扱いに係る制度・運用の事例等について、我が国の動物の取扱い

はなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指導、監視できるよう検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十四、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

十五、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

十六、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

十七、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

十八、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

十九、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十一、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十二、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十三、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十四、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十五、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十六、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十七、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十八、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

二十九、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十一、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十二、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十三、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十四、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十五、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十六、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

三十七、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

に係る制度の在り方の検討に資すること。情報の収集・整理を精力的に進めること。また、国際的なアーニマル・エルフエアの基本原則である五つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執行するよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(那谷屋正義君) ただいま宮沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(那谷屋正義君) 全会一致と認めます。よつて、宮沢君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(那谷屋正義君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、関係省庁とも連携を図りつつ、努力してまいります。

○委員長(那谷屋正義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(那谷屋正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(那谷屋正義君) 処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、浄化槽処理促進区

提出者衆議院環境委員長秋葉賢也君から趣旨説明を聴取いたします。秋葉衆議院環境委員長。

○衆議院議員(秋葉賢也君) ただいま議題となり

ました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。
我が国では、いまだに約千二百万人が環境負荷の高いくみ取便槽や単独処理浄化槽等を使用している状況にあり、その早期転換に向けて、下水道や農業集落排水施設等に並ぶ汚水処理サービスである合併処理浄化槽に対する期待が高まっています。

しかしながら、平成十二年の浄化槽法改正で原則として新設が禁止された単独処理浄化槽は、依然として約四百万基も残存し、合併処理浄化槽への転換が進んでいないことに加えて、老朽化による破損や漏水も懸念されています。

また、浄化槽の定期検査は、維持管理業務が適切に実施され、本来の機能が適正に維持されていることを担保するための制度であるにもかかわらず、その受検率は低迷しており、公共用海域の水质保全の観点から受検率の向上が課題となっています。

こうした状況の下、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の管理を強化するため、本案を提出した次第であります。

第一に、都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものに係る浄化槽管理者に対し、除却等必要な措置をとるよう指導、勧告等の措置をとることができることとしております。

第二に、市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、浄化槽処理促進区域として指定することができるとしておりま

す。

令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

その設置に同意した建築物の所有者は、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させることとします。

第四に、公共浄化槽の設置が完了したときは、その設置に同意した建築物の所有者は、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこととしております。

また、市町村は、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん等の援助に努めることとし、国は、市町村が資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めることとしております。

第五に、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとしております。

第六に、都道府県知事等は、その区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成することとしております。

第七に、都道府県及び市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行ふため、協議会を組織することができるとしております。

第八に、浄化槽の保守点検業者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理者に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとしております。

第九に、環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行ふよう努めなければならぬこととしております。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

生活排水の垂れ流しは河川汚濁の原因となっておりまして、悪臭の発生や景観への影響、水道水源の汚染といった問題が生じます。一例でございますけれども、ある県の県内の河川の水質汚濁は約五割が生活雑排水による影響というような調査結果もございます。国内には、屎尿のみを処理する単独処理浄化槽、約四百万基ありますが、この単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約八倍の汚濁負荷があるということで、水質に対する影響が大きいと考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。そうであれば、単独処理浄化槽では処理できない生活排水に關して、そのまま流すことが統けば、実例からも、生活環境に与える影響はとても大きく、豊かな自然環境が破壊される可能性も大きいと言えます。

環境省は、この点、今後十数年程度を目指し汚水処理未普及地域を解消させるマニユアルを国交省、農水省とともに作成されているとのことです。

が、今回の改正案はどのようにここに貢献されないのでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) 委員御指摘のとおり、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽、それぞれの特性に応じて整備を進めていくということで、二省が連携をいたしましてマニユアルを策定して、今後十年程度を目標に污水処理未普及地域を解消しようということで取り組んでございます。

昨年六月に閣議決定されました廃棄物処理施設整備計画の中で、今後五年間の具体的な目標として、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の普及率を五〇から七〇%に引き上げる、あるいは、浄化槽整備区域内に合併処理浄化槽の基数の占める割合を六二から七六%に引き上げるというような目標を定めています。

今回の改正案の中にござります、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域を浄化槽処理促進区域として市町村が指定することができるござります。環境省といたしましては、都道府県の構想を踏まえ、市町村が円滑に浄化槽処理促進区域の指定を行なうよう促すとともに、交付金や補助金による浄化槽整備の支援を進めることによりまして、目標達成に向けて浄化槽整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 高齢化や人口減少によって、今後浄化槽の果たす役割はどうなるとお考えでしょうか。下水道の普及との関係も併せて、環境省、お答えください。

○政府参考人(山本昌宏君) 浄化槽は、特徴としてしまして、特に人口密度の低い地域において比較的安価に整備でき、短期間で整備できるという優れた特徴を有しております。また、今後、地域での汚水処理に有効であります。また、中山間地域での水環境保全を通じて、農林水産業や観光業の振興、あるいは地方創生につながる地域の活性化と、いう意味でも重要な汚水処理施設であると考えております。

特に、御指摘のありましたような背景で、今後は人口減少等の社会情勢の変化によりまして、過疎地域など人口密度の低い地域を中心に污水処理のための施設の整備が進められることとなります。

○宮沢由佳君 先ほど申し上げましたように、下水道とも役割分担をしてそれぞれの特性に応じて進めていくことをひらごとありますので、そこが連携をして污水処理未普及地域の解消に努めてまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 それでは、法案の中身について伺つていただきたいと思います。

まず、台帳に関してですが、台帳の整備についてもこれまでどのような扱いになつていただけますでしょうか。都道府県は約二〇%、市町村は約三五%が未整備とのことです。が、実際の運用面はどうなつているのでしょうか。

今回、台帳整備が義務化されますが、環境省は自治体に対してこのような支援を行なっています。環境省といたしましては、お願いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御指摘いたしました浄化槽台帳につきましては、浄化槽の設置状況、維持管理状況を把握するために非常に重要であるということでありますし、今問題となつております単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、あるいは適正な維持管理を図る上でも効果的だと考えておりまして、從来から環境省では、台帳の電子化、あるいは関係機関との連携、それからGISの活用などを図るために台帳システムの整備や施策への活用を促進するマニュアルを整備して、そういうものの台帳システムの導入に前向きな地方自治体への導入支援といつたことに役立たせてきておるというところでござります。

今回の改正案を受けまして義務付けられるといふことになりますので、都道府県等にて浄化槽台帳の作成、保管が義務付けられることになりますので、環境省といたしましては、この整備が更に促

進されていくように具体的な方策について検討し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 よろしくお願ひします。

○衆議院議員(生方幸夫君) 本日はありがとうございます。

○衆議院議員(生方幸夫君) 公共浄化槽の使用料について伺います。

まず、台帳の整備についてですが、台帳の整備が遅滞なく行なうように義務化されていますが、遅滞なくとはどのくらいの期間を想定されていますでしょうか。都道府県は約二〇%、市町村は約三五%が未整備とのことです。が、実際の運用面はどうなつているのでしょうか。

今回、台帳整備が義務化されますが、環境省は自治体に対してこのような支援を行なっています。環境省といたしましては、お願いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御指摘いたしました浄化槽台帳につきましては、浄化槽の設置状況、維持管理状況を把握するために非常に重要であるということでありますし、今問題となつております単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、あるいは適正な維持管理を図る上でも効果的だと考えておりまして、從来から環境省では、台帳の電子化、あるいは関係機関との連携、それからGISの活用などを図るために台帳システムの整備や施策への活用を促進するマニュアルを整備して、そういうものの台帳システムの導入に前向きな地方自治体への導入支援といつたことに役立たせてきておるというところでござります。

○衆議院議員(小林鷺之君) お答え申し上げました。

公共浄化槽の使用料については市町村の条例で定められることになりますが、その額については市町村の人口規模や自然的、経済的、社会的な状況に左右されるため、一概にお答えすることは困難であります。

なお、現在条例で実施されている市町村設置型浄化槽については、市町村によって使用料に幅はあるものの、一月当たり平均約三千円から四千円程度であると承知をいたしております。

ただ、なぜか遅滞なくは許されるというように解釈をいたしております。

○衆議院議員(小林鷺之君) お答え申し上げます。

ただ、いざれにいたしましても、勧告、命令を行なう場合につきましては、その対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容などがありますから、一概にお答えすることは困難であります。

ただ、いざれにいたしましても、勧告、命令を行なう場合につきましては、その対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容などを勘案して、その実施のために適切な期限が設定されるものと考えております。

○衆議院議員(小林鷺之君) お答え申し上げます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

○衆議院議員(小林鷺之君) 特定既存単独処理浄化槽に関する、都道府県知事が助言、指導を行い、次に勧告を行い、それでも従わなければ改善等の命令をするということになります。

○衆議院議員(小林鷺之君) ありがとうございます。

○衆議院議員(小林鷺之君) お答えください。

○衆議院議員(小林鷺之君) ただ、いざれにいたしましても、勧告、命令を行なう場合につきましては、その対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容などを勘案して、その実施のために適切な期限が設定されるものと考えております。

御指摘のよう、実際に環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じた場合につきましては、行政においてそのような措置も視野に適切な対応がなされるものと考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

次に、命令に違反した者は三十万円以下の罰金と規定されていますが、なぜ三十万円なんでしょうか、その根拠を教えていただきたいと思います。

また、所有者不明の空き家において浄化槽が設置されている場合、管理を行うのでしようか、お願いいたします。

○衆議院議員(小宮山泰子君) 法定刑の根拠についてですけれども、例えば下水道法では、下水道処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造する義務が課されており、改造命令違反に対し

ては三十万円以下の罰金が科せられることとなっております。

量刑については、勧告、命令の趣旨、保護法益、浄化槽法における罰則や類似の法令とのバランス等を考えてこの三十万円以下の罰金としたものでございます。

また、空き家に設置されている浄化槽でございまが、一般に、空き家に設置されている浄化槽については、当該空き家の所有者が当該浄化槽の管理を行なうことになります。

なお、所有者以外の者が当該浄化槽の管理を行うには、所有者以外の者が当該浄化槽の管理を行なうには、私有財産であることから、慎重な検討を必要といたします。

ちなみに、当該の空き家が著しく衛生上有害となるおそれがある状態にあれば、これに認められれば、空家対策特別措置法上の特定空家等に該当し、市町村長が、除去を含む必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令等を行なうことがあります。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

今回の改正によって、杞憂とは思いますが、悪徳業者が、法改正によって急いで合併処理浄化槽にしないと罰則があると言つて、高齢者に浄化槽

を高く売り付けたり高い工賃を取つたり、法改正を悪用する事例が発生するかもしれません。その

ようなことがないように、環境省としてはどんな対応を取るおつもりでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘いただきまして、環境省としてもしっかりと対応を取っていく必要があると考へております。

今回の改正案におきましては、特定既存単独処理浄化槽を所有する浄化槽管理者に対しまして除外等を行うよう指導、勧告等をすることができる

という規定は盛り込まれていますが、その際、地

方公共団体の各種説明会を通じまして、高齢者等、資力のない者への配慮や、補助制度の活用による転換の支援などについてしっかりと周知してまいります。

また、改正案におきまして、行政や浄化槽業界、それから浄化槽管理者等の関係者の連携協力を深めるための地域ごとに協議会を組織することができます。

この協議会を通じまして、行政による補助制度の活用や適切な工事業者による工事の実施等について情報を共有するとともに、行政から単独処理

浄化槽の所有者や関係者に対して情報を発信することによりまして、御指摘のようなトラブルが発生しないように促してまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 是非よろしくお願ひします。

浄化槽実務に携わる自治体職員の教育について伺いたいと思います。

どのように育成していくのでしょうか。専門的知識を要する業務だと思いますが、国としての支援はどうするのでしょうか。環境省、お願ひします。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。

浄化槽実務に携わる自治体職員が浄化槽に関する最新の知識、専門的知識を有していることは、非常に重要であると認識しております。そのた

め、政ブロック会議等の説明会を通じて、浄化槽実務に携わる自治体職員に対して浄化槽行政に関する最新の情報等の周知を行っております。

また、浄化槽行政を担う市町村等により構成されており、全国浄化槽推進市町村協議会といいうのがございまして、こちらが、浄化槽の基礎知識の習得目的として、浄化槽行政を担当する市町村職員等を対象とした市町村職員研修会を開催しております。これと連携して最新の浄化槽行政の動向等を発信しております。

今後とも引き続き、全国浄化槽推進市町村協議会との連携等を通じまして、自治体職員の育成に取り組んでまいります。

○宮沢由佳君 是非よろしくお願ひいたします。

衆議院での質問にもございましたが、浄化槽は、下水道が普及していない世界の地域にとっても公衆衛生や環境保全にとって大変有効なものであると思います。ハード面はもとより、管理、清掃技術など、ソフト面も含めて輸出する必要があると感じています。そうすることによって、環境の改善とビジネスが更に発展すると考えます。

国内の浄化槽管理のより一層の向上を図ることによって、浄化槽を必要としている国々においてその国々の実情に合った設備設置と管理が行われれば、世界の環境保全にも貢献できると思思います。

日本がリーダーシップを發揮していただければと思います。

提案者の先生方の御尽力に深く敬意を表し、最後に大臣の御決意を伺つて、質問を終わりたいと思います。

このように育成していくのでしょうか。専門的知識を要する業務だと思いますが、国としての支援はどうするのでしょうか。環境省、お願ひします。

○武田良介君 日本共産党的武田良介です。

浄化槽法の改定案について質問させていただきます。

本日、福島みづほ君が委員を辞任され、その補欠として芝博一君が選任されました。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

終わります。

○委員長(那谷屋正義君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、福島みづほ君が委員を辞任され、その補

欠として芝博一君が選任されました。

うふうに考へておるところであります。

具体的には、浄化槽の二一ツの高い国を対象に、浄化槽セミナーにおける維持管理も含めた技術のP.R.、ワークショップや国内研修による人材の育成、国際会議等を活用したトップセールス、净化槽の性能評価制度等のソフトインフラ支援といった取組を進めていく必要がござります。

今後も、関係機関や民間企業と連携しながら浄化槽の海外展開を戦略的に推進し、途上国の環境改善に貢献するとともに、我が国のビジネス展開にも貢献できるように取り組んでまいりたいと、こういうふうに思つております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

この事業には個人設置型と市町村設置型があります。この事業には個人設置型と市町村設置型があります。この事業には個人設置型と市町村設置型があります。この事業には個人設置型と市町村設置型があります。

私の方からもう説明してしまいますけれども、資料の一にも付けさせていただきました。

個人設置型、これは、設置者、管理者はあくまで個人になる、市町村が設置に対する補助をするものであります。費用全額に対しても四割を補助対象として、国が三分の一、県が三分の一、市町村が三分の一を補助をすると。個人負担が大きくな

るということがこの特徴だというふうに思いました。

市町村設置型ですけれども、これは、合併槽の

設置を公共事業として捉えるということですか
ら、国からの補助が三十分の十、三分の一とな
る、個人負担は三十分の三、一割ということで、
個人負担を軽くできることが大きなメリットです
けれども、市町村の負担は三十分の十七と重いも
のになると。浄化槽の性能によってその割合が変
わるとのこととは、資料もある、この斜めで示
されているところはそういう意味だというふうに
思いますが、市町村の負担は重いものがあ
るということだと思います。
現在でもこの二つの型の推進事業に取り組んで
おられるわけですが、それでもくみ取り式
や単独浄化槽からの転換が進まない理由というの
はどこにあるんでしょうか。
○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘いただきまし
た点、単独処理浄化槽がなかなか転換できない理由
としては、転換時の設置費用の個人負担が大き
い、特に宅内配管工事を含めて余計に費用が掛か
るということで、この個人負担が大きいということ
がございます。それから、単独処理浄化槽を既に
に付けているということはトイレの水洗化が既に
実現しているということで、なかなか設置者の転
換のインセンティブが働きにくいうようなこと
が要因だと考えております。
このことも踏まえまして、本年度予算では、合
併処理浄化槽への単独処理浄化槽の転換というと
ころに予算を重点化しまして、単独処理浄化槽か
ら転換する場合に必要な宅内配管工事費を新たに
補助の対象とするというようなことをしていると
ころでござります。
○武田良介君 今御答弁いただきましたけど、個
人設置型はやはり個人負担が重くなりますから、
今説明もあったような、個人がその負担を決断し
なければ転換できないということがありますので、
進まないと。それは私も理解できるわけですが、け
ども、市町村設置型は、個人負担は軽くなる代わ
りに市町村の負担も重くなるということがある、
ここについては答弁では今触れられなかつたわけ
ですけれども、どちらを選択しても個人あるいは

自治体に重い負担がのしかかってしまう、それが転換が進まなかつたという、それによつて進まなかつたというのが実態だというふうに思うわけであります。

今回の法改正で公共浄化槽の設置が新たに位置付けられておりますけれども、これに対する推進事業といふのは、個人型と市町村設置型、どちらに該当するんでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 改正案におきまして、御指摘の公共浄化槽につきましては、浄化槽

というような形で、従来、各戸別の浄化槽でなくて、ある程度おうちがまとまっているところについては集合型での浄化槽の整備も可能にすると。そういったような選択肢を増やしておりますので、市町村としてより柔軟に地域の実情に応じた整備が進められるようになつてゐるところふうに考えておりますので、こうなつた予算措置と相まって進めてまいりたいとふうふうに考えております。

○武田良介君 助成をする、その宅内配管の助成をするということなんですが、しかし、資料の一にも付けましたように、市町村の負担の割合といふのが基本的に一番大きいわけですね。この負担をどうするのかといふことは、やはり引き続きこれは課題だらうとふうふうに思つております。

発議者の方にもお伺いをしたいと思いますけれども、市町村設置型でくみ取り式や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めようという今回の法改正、これで、先ほどの質問ですけれども、市町村の負担を増やして本当に転換が進むのかということについて、法案作成の過程で検討されておられるのでしょうか。

なぜP.F.I方式をやめることにならざるを得なかつたのか、この点については法案作成の中で何か検討があつたのかどうか、発議者の方にお伺ひをしたいと思います。

○衆議院議員(小林鷹之君) お答え申し上げま

す。

現在行われております淨化槽市町村整備推進事

けれども、デメリットのところに市町村の金銭的負担増加、事務作業量増加というのもありますけれども、市町村の負担が増加するということがこれにも記載をされております。

今回の法改正で公共浄化槽を設置しようとする町村の判断で地域指定を行つていくことになつてはいると思いますけれども、市町村自身の負担が増えて、それで本当に転換が進むのでしょうか。
環境省、ますお願いします。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘の点につきましては、今回の改正と並行して予算措置で、本年度から、先ほども申しましたように、単独処理浄化槽からの転換の部分、なかなか設置が困難な方に対する宅内配管工事についての所要工事費を補助する仕組みを同様に

市町村が公共浄化槽の仕組みを活用できるようます。

市町村が浄化槽を整備することとなつており、御指摘のとおり、市町村の負担が増えることは想定されています。今回の公共浄化槽については、市町村に整備を義務付けるものでもなく、市町村においては財源と見合いを踏まえながら公共浄化槽の整備を進めていただきたいということです。

他方、単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進するためには、公共浄化槽が重要な仕組みであると考えております。地形の問題など様々な課題で今まで浄化槽を入れづらかったところ、また単独浄化槽の転換がしづらかったところなどもござい

業におきましては、P.F.I方式を導入している市町村もありますし、一方で、先生御指摘のとおり、地域の実情に照らしてP.F.I方式が継続されない場合もあるものと承知をしております。今回の法改正案に盛り込ませていただきました。公共浄化槽につきましては、P.F.I方式に限定するものではなくて、公共浄化槽を整備するに当たっては市町村において必要に応じて適切な手法を検討していただきたいと考えております。政府におきましても、どのような手法が本当に効果的なのか、市町村に対し周知をしていただきたいと考えております。

なお、今回の法改正におきまして、公共浄化槽の整備等に関する必要な協議を行うために市町村は協議会を組織することができることとなつてお

というような形で、従来、各戸別の浄化槽でなくして、ある程度おうちがまとまっているところについて、*「共同下水道」*と呼ばれることがあります。

に、政府においては、市町村の負担軽減策や助成制度の周知を含めて適切な運用がされるものと考

りまして、この協議が調つた場合につきましては、その構成員はその協議結果を尊重しなければならないこととしております。この協議会におきまして、地域の実情に応じた公共浄化槽の整備手法について協議することも考えられると考えております。

○武田良介君 実情については説明も今いただきました。それから、協議会の話も説明をいただきました。だからこれでできるんだということで進めようといふことなんですかね。しかし、事前に環境省から私もお話を伺った際にも、PFI方式でなげうまくいかなかつたのかというその原因分析はされているのかということを私、お聞きしましたけれども、これ、されていないということを明確にお答えをいたしました。

このマニュアル、これも作つてPFIの推進といふことも一つ書きながら、しかし実際には六つの自治体で継続されなくなつた。とすれば、こういうマニュアルも含めて、この中身どうなのかとおおかれないとおもふに思つておられないのでありますけれども、しかしそういう原因分析はされておられないといふふうに思つておられます。

つまり、今回の法改正によって公共浄化槽の設置を進めよう、しかしそれは市町村の負担が増えていく、そのためPFI方式も、まあ、だけじゃないという話ありました。PFI方式を推進しようといふことを進めていく、しかしそのPFIは必ずしもうまくいっていない。こういうことで本当に転換が進んでいくのかといふことに對しては、私は疑問も持つておりますし、更に議論が求められるといふことを指摘をさせていただきたくといふふうに思つております。

私は、長野県の下條村といふところに行つてまいりました。これは、約三十年前から下水道ではなくて合併浄化槽を整備する決断を行つて個人設置型で合併浄化槽を普及させて、現在九六%の整備率といふふうにお聞きをしております。下條村は、今後、合併浄化槽の更新が必要となつたときどれだけの負担がかかるのかといふことを

不安に感じておられるといふこともおつしやつておられました。

一つ環境省に確認したいと思うんですが、先ほどの個人設置型、これは、合併浄化槽から合併浄化槽の更新に對しては今年度で補助は打切りと聞きましたけれども、間違いないでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 本年度予算につきましては、既存の汚水処理の未普及解消につながるものあるいは災害復旧対応に資するものに重点化するということにしてございますので、個人設置事業における合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換、既に生活雑排水の未処理汚水がないというものについては助成の対象外としてございません。

ただ、一方、市町村設置事業につきましては、例えば大型浄化槽による共同化など経済的、合理的な場合については、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換助成の対象としてございません。

ただ、一方、市町村設置事業につきましては、例えば大型浄化槽による共同化など経済的、合理的な場合については、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換、既に生活雑排水の未処理汚水がないというものについては助成の対象外としてございません。

ただ、一方、市町村設置事業につきましては、例えば大型浄化槽による共同化など経済的、合理的な場合については、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換助成の対象としてございません。

○武田良介君 確認をさせていただきます。今の答弁を確認させていただきたいと思います。

つまり、下條村のような合併浄化槽で全村整備しているところは、例えば、更新の時期が来て、

今度は公共浄化槽に転換していく、といふことが言つてみれば強制的に迫られるような形になつてまいります。設置費用などをその管理費用を計算して、合併から合併に更新した方がいいのか、そ

れとも公共浄化槽にした方がいいのか、そういうことを検討するといふこともできないまま、判断

していないまま、公共浄化槽を選択せざるを得ないといふことになるのではないか、自治体の独自の判断を阻害することになるのではないか、それが

このふうに思つております。

私は、長野県の下條村の具体的な事例を御紹介いたしました。これは、されているのでしようか。発議者の方にお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員(小林鷹之君) 委員におかれましては、長野県の下條村の具体的な事例を御紹介いたしました。ありがとうございます。

お答えいたしましたが、合併浄化槽の整備につきましては、たゞいま局長から答弁があつたとおり、この度の政府の対応におきましては、合併浄化槽から合併浄化槽への転換については補助対象

の個人設置型、これは、合併浄化槽から合併浄化槽の更新に對しては今年度で補助は打切りと聞きましたけれども、間違いないでしようか。

○政府参考人(山本昌宏君) 本年度予算につきましては、既存の汚水処理の未普及解消につながるものあるいは災害復旧対応に資するものに重点化するということにしてございましたので、しつかりとそこは各市町村の御事情も伺います。ながら、制度の運用あるいは補助事業の運用について引き続きしつかりと検討してまいりたいと考えております。

ただ、一方、市町村設置事業につきましては、例えば大型浄化槽による共同化など経済的、合理的な場合については、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換助成の対象としてございません。

の処理を進めていくのかといふのは、個別の自治体の事情に応じて様々なケースがあると思いますので、しつかりとそこは各市町村の御事情も伺います。

けれども、今回の法改正は、生活環境保全のためとはいえ、単独浄化槽の所有者に罰則を科すことや公共浄化槽の設置に係る所有者からの同意を得ること、自治体負担の問題など、慎重で十分な議論が必要だと考えます。

そもそも、なぜ会議末なのか。議論が十分尽くされないまま、本日も二法案をまとめて成立させること、これまでの個人の合併浄化槽の設置を対象とした助成制度が存続するものと承知をしておりません。

○武田良介君 時間なので終わりたいと思いますけれども、今回の法改正は、生活環境保全のため引き続き、これまでの個人の合併浄化槽の設置を対象とした助成制度が存続するものと承知をしております。

いたずらにしましても、今回の法改正で創設されることは、引き続き、これまでの個人の合併浄化槽の設置を対象とした助成制度が存続するものと承知をしております。

ただ、一方、市町村設置事業につきましては、例えば大型浄化槽による共同化など経済的、合理的な場合については、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換助成の対象としてございません。

指導及び助言を行うように努めなければならない。

(指定登録機関の指定)

第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務(以下「登録関係事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法

その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

4 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一般社団法人又は一般財團法人以外の者

であること。

二 登録関係事務により登録関係

事務を公正に実施することができないおそ

れがあること。

三 第三十九条の二十の規定により指定を取

り消され、その取消しの日から起算して二

年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経

過しない者

□ 次条第二項の規定による命令により解

任され、その解任の日から起算して二年

を経過しない者

5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指

定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければなら

らない。

6 指定登録機関が登録関係事務を行う場合に

おける第三十九条の五第一項及び第二項の規

定、同条第四項及び第六項から第八項までの

規定(第三十九条の六第二項において準用す

る場合を含む。)、第三十九条の七第一項及び

第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第三十九条の十一 指定登録機関の役員の選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければ

適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(秘密保持義務等)

第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事業計画の認可等)

第三十九条の十二 指定登録機関は、毎事業年

度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事

業年度の開始前に(第三十九条の十第一項の

規定による指定を受けた日の属する事業年度

にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、環境大臣の認可を受けなければならぬ

い。これを変更しようとするときも、同様と

する。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければ

ならない。

(登録関係事務規程)

第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程(以下「登録関係事務規程」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録関係事務の休廃止)

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(監督命令)

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。

3 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

4 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

り、指定登録機関に対し、報告をさせることができます。

(立入検査)

第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提

示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

(登録関係事務の休廃止)

第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(監督命令)

第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機

機関が第三十九条の十第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定

を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のい

ずれかに該当するに至つたときは、その指定

を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全

部又は一部の停止を命ずることができる。

1 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第三十九条の十一第二項、第三十九条の

十三第三項又は第三十九条の十六の規定に

による命令に違反したとき。

3 第三十九条の十二又は前条の規定に違反

したとき。

4 第三十九条の十三第一項の認可を受けた

登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。

第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、環境省令で定めるところによ

り、指定登録機関に対し、報告をさせることができます。

五 次条第一項の条件に違反したとき。
(指定等の条件)

第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(環境大臣による登録関係事務の実施等)

第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十二項の規定により指定登録機関が天災その他的事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行つものとする。

3 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合は、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。
二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。

三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないとするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行ふ場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

一 登録を受けようとする者
二 登録証明書の再交付を受けようとする者
三 変更登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定登録機関に納められたい。手数料は、指定登録機関の収入とする。
(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関する必要な事項については、環境省令で定める。

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けないで登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十八条第二号中「又は第四十六条から前条まで」を「第四十六条から第四十七条まで又は前条に改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十二条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定(「第二十二条」の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を又は第四項に改める部分に限る)及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定

から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条並びに附則第五条(第四項及び第五項を除く)及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)

二 第二条並びに附則第五条(第四項及び第五項を除く)及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

三 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という)第十条第一項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む)の申請をした者(登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「第一條による改正後^{の法}」といふ。)第十条第一項の登録を受けた者(登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

目的(以下この条において「特定目的」という。)であるものを除く。)を受けて行われている特定動物(旧法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。次項において同じ。)の飼養又は保管については、旧法第三章第五節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

項の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二项並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われてゐる場合におけるその状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

槽の清掃等（第八条—第十二条の二）」を 第三
一章の 净化槽の保守点検及び淨化槽の清掃等（第八
二節 淨化槽処理促進区域の指定（第十二条の四）
二節 公共淨化槽（第十二条の五—第十二条の十
条—第十二条の三）

項の許可を受けている者は、特定目的で特定動物の同養又は保管をする場合を限り、この法律

5 前項の規定により行つた行為は、附則第一条
第二号に掲げる規定の施行の日において、同項

國は、愛護動物（第一條）から女王後の法第

(七) 「第一条第一号の次に次の二号を加える。」

物の販売又は供給をする場合に附するこの法律の施行の日に第一条による改正後の法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二条における該方の行為の上において同一事に規定する規定により行われたものとみなす。
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

3
四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。)の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少

第一の二 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。

第三条の二第一項ただし書中「第五条第一項第

にマイクロチップ（第二条の規定による改正後）の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この条例において第二条による改正後の法」という。）第三十九条の二（第二項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。）が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者（第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。）は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境

(検討) 第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘査し、これらの者を動物取扱業者(第一条による改正後の法第十一条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。)に追加することその他これらによる適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、

なくなること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条第一項中「第七条第一項」の下に「第十
二条の四第二項を、「第四十八条第四項」の下に
「第四十九条第一項」を加える。

第十条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、第十一条の二第一項の規定による使
用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開され
たものを除く。)については、この限りでない。

第十条の二第一項中「の日」の下に(当該浄化槽
が第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置さ
れた公共浄化槽である場合にあつては、当該公共
浄化槽について第十二条の十一の規定による最初

2 大臣の登録を受けなければならない。
附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマ

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要がある

4 3 イクロチップが装着された犬又は猫の所有者（犬猫等販売業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録（附則第十条において単に「登録」という。）とみなす。

第二条による改正後の法第三十九条の十第一

國は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く)については、この限りでない。

第十一條第二項中「前項」を「前項本文」に改める。

第十一條の二を第十一條の三とし、第十一條の次に次の一条を加える。

(使用の休止の届出等)

第十二条の二 净化槽管理者は、当該净化槽の使用の休止に当たつて当該净化槽の清掃をとどめ、環境省令で定めるところにより、当該净化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができる。

2 净化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る净化槽の使用を再開したとき又は当該净化槽の使用が再開されていることを知つたときは、環境省令で定めるところにより、当該净化槽の使用を再開した日又は当該净化槽の使用が再開されていることを知つた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条の三 第一項及び第二項中「同項」を「同項本文」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 第一項及び第二項中「同項」を「同項本文」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(環境大臣の責務)

第十二条の三 環境大臣は、都道府県知事に対して、第十二条第一項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行つよう努めなければならない。

(第三章の二 净化槽処理促進区域)

第一節 净化槽処理促進区域の指定

第十二条の四 市町村は、当該市町村の区域(下水道法第二条第八号に規定する処理区域及び同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域を除く。)のうち自然的経済的社会的諸条件からみて净化槽による屎尿及び雑排水(以下「污水」という。)の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、净化槽処理促進区域として指定することができる。

2 市町村は、前項の規定により净化槽処理促進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 前二項の規定は、净化槽処理促進区域の変更又は廃止について準用する。

が所有するものについて、環境省令で定めるところにより、自ら管理することができる。

又は廃止について準用する。

第十二節 公共净化槽(設置等)

第十二条の五 市町村は、净化槽処理促進区域内に存する建築物(国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。)に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために净化槽を設置しようとするときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、净化槽の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)を作成するものとする。

第十二条の六 第十二条の五第三項の規定による同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共净化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所(污水管が公共净化槽に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

2 前項の規定により設置された排水設備の改造又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定に違反している者に對し、相当の期限を定めて、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調達が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 市町村は、第一項の規定により排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(排水設備の設置の承認)

第十二条の七 市町村は、設置計画に基づき净化槽の設置が完了したときは、当該净化槽で汚水を処理させることとなる建築物の所有者に対して、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(排水設備の設置等に関する受取義務等)

第十二条の八 第十二条の五第三項の規定による同意をした建築物の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共净化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所(污水管が公共净化槽に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改修、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第二項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改修若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。

この場合においては、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 前項の規定により他の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(排水設備の設置の承認)

第十二条の九 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ汚水を公共净化槽に流入させることができるのは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

5 国は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(排水設備の設置等に関する受取義務等)

第十二条の十 汚水を公共净化槽に流入させるためによる同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならぬ。

4 前二項の規定は、設置計画の変更について準用する。

第十二条の六 市町村は、净化槽処理促進区域内に存する净化槽であつて地方公共団体以外の者によるものとの間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

5 前二項の規定は、設置計画の変更について準用する。

(使用の開始の届出)

第十二条の十一 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の占有者は、当該建築物に係る公共浄化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、当該公共浄化槽の使用を開始した日から三十日以内に、その旨を市町村に届けなければならない。

(排水設備等の検査)

第十二条の十二 市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を第四条第一項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(使用制限)

第十二条の十三 市町村は、公共浄化槽に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由がある場合には、当該公共浄化槽の使用を一時制限することができる。

2 市町村は、前項の規定により公共浄化槽の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする期間及び時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 前項の料金は、次の原則によつて定めなければならない。

一 汚水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(他人の土地の立入り)

第十二条の十五 市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、公共浄化槽に関する調査、測量若しくは工事又は公共浄化槽の管理のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

7 市町村は、第一項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(排水設備の使用の廃止)

第十二条の十六 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物

の所有者は、当該排水設備の使用を廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合

その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書きに規定する場合において、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

(条例で規定する事項)

第十二条の十七 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもののほか、公共浄化槽の設置及び管理に関する必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 第四十八条第二項第三号中「設置」の下に「及び净化槽理士に対する研修の機会の確保」を加える。

第十四条を次のように改める。

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域内に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称

二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三 その他の環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第五十六条を削り、第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(協議会)

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行つたため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会(次項及び第三項において単に「協議会」といふ。)を組織することができる。

2 協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

4 第五十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改める。

5 第六十四条中第十一号を第十六号とし、第三号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の五号を加える。

三 第十二条の八第三項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けないで排水設備を設置した者

五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒み、又は妨げた者

七 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃止した者

第六十六条中「第八号」を「第十三号」に改める。

八 第六十八条中「第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加

える。

一 第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十一条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

四 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

五 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

六 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

七 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

八 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

九 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十一 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十三 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十四 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十五 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十六 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十七 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十八 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

十九 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十一 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十三 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十四 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十五 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十六 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十七 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十八 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

二十九 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

三十 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

三十一 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

三十二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

三十三 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十

附則第十一條を次のように改める。

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

第十一條 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう)であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に對し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ぜることができる。

4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に關し必要な事項は、環境省令で定める。

5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(みなし公共浄化槽)

第二條 この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)第十二条の四第一項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する新法第二条第一号に規定する浄化槽(以下この条において単に「浄化槽」という。)のうち、新法第十二条第一号の二に規定する公共浄化槽(以下この条において単に「公共浄化槽」という。)以外の浄化槽であつて当該浄化槽処理促進区域内に存する建築物(国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。)に居住する者の日常生活に伴い生ずる屎尿及び雑排水を処理するために市町村が管理しているものは、新法第十二条の十から第十二条の十七までの規定の適用については、公共浄化槽とみなす。

(準備行為)

第三條 市町村は、新法第十二条の四第一項の規定により浄化槽処理促進区域を指定しようとするときは、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、都道府県知事に協議することができる。

第四條 浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三条第二項」の下に「及び第十二条の六」を加える。